

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 15 回遵守委員会会合報告書

2020 年 10 月 8－10 日

オンライン

第 15 回遵守委員会会合

2020 年 10 月 8－10 日

オンライン

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会（CC）議長であるフランク・ミーア氏が会合を開会し、参加者を歓迎した。議長は、COVID-19 パンデミックの影響により今年の会合はビデオ会議として開催されること、及び一部の議題項目にかかる議論は文書通信により事前に開始されていることを述べた。議長は、こうした特別なアレンジに対する参加者の協力に感謝した。
2. メンバー及びオブザーバーは、会合へのそれぞれの代表団における主な発言者を紹介した。南アフリカは会合に参加しなかったことが留意された。会合の参加者リストは別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

3. 議題は別紙 2 のとおり採択された。
4. 会合の文書リストは別紙 3 のとおりである。

1.3. 会議運営上の説明

5. 議長及び事務局長は、主な会議運営上の説明を行った。

議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

2.1. 事務局からの報告

6. 本議題項目に関する議論は、CC 会合前に文書通信により開始された。

SBT 関連措置

7. 事務局は、メンバーによる CCSBT 管理措置の遵守状況の概要に関する文書 CCSBT-CC/2010/04 を提出した。本文書において留意すべき重要なポイントは以下のとおりである。
 - 2019 年及び 2020 年漁期において、3 件の過剰漁獲が報告された。
 - 2019 年・オーストラリア：報告された SBT 死亡量が、総漁獲利用可能量を 40.291 トン超過した。
 - 2019 年・インドネシア：報告された SBT 死亡量が、総漁獲利用可能量を 181.916 トン超過した。

- 2020年・インドネシア：現時点（2020年8月まで）において、報告された SBT 死亡量が、削減された総漁獲利用可能量を 232.76 トン超過している。
 - 2020年に関して、一部のメンバーはそれぞれの漁期開始前までに漁船許可を行っておらず、それぞれの漁期の開始から6ヶ月以上後に多数の遡及的許可が要請された。
- 2019年漁期／年に関して、
- 南アフリカは、一部の漁獲証明制度（CDS）様式（CMF及びREEF）を提出せず、また別のソースから提出されたデータとの間に不調和があった。
 - インドネシアは、捕殺時の標識装着を全ての SBT に対しては行っておらず、一部を例外的状況として通報した。
 - 台湾による少量の¹ SBT 洋上転載に関しては、転載通知が行われず、また転載申告書も提出されなかった。
 - 南アフリカ及び台湾は、港内検査の最低基準に関する決議で規定されている14日の提出期限までに港内検査報告書を提出しなかった。
 - 一部のメンバーは、引き続き、想定される輸入 CMF 文書の写しを事務局に対して全ては提出していない。
8. 事務局文書で提起された問題に対して、文書通信を通じて行われた主な回答は以下のとおりである。
- オーストラリアは以下を述べた。
 - 2018／19年に過剰漁獲を行った一部漁業者に対するクォータの配分量を削減することにより、同国の過剰漁獲分を返済する措置を取った。
 - 想定される輸入 CDS 様式を全ては提出していない問題については、現状では制度上の不備があり、長期的な解決策を追求しつつ、本件の遵守状況を改善するような暫定的な措置を検討している。
 - インドネシアは、
 - 2019年に過剰漁獲があったこと、及びこの過剰漁獲分を翌年に返済すべきであることを認めた。しかしながら、「COVID-19 パンデミックに起因する我が国経済への重大な影響を受け、インドネシアの漁業セクターは、ほとんど全ての船団を稼働させ操業日数を増加させる方針に転換した。こうした方針転換の影響から、インドネシアは2019年及び2020年の過剰漁獲分を返済することができなくなった。インドネシアは、CC及び他のメンバーに対して、インドネシアの状況を理解するとともに、この過剰漁獲を例外的状

¹ 3尾の SBT

況と見なして『非遵守』とは分類しないことを検討するよう求める」と述べた。

- 2019年の標識装着に関する例外的状況については、2020年3月の本件に関するレターでも述べたとおり²、一部のSBTに対しては捕殺時ではなく水揚げ時に標識装着が行われ³、港内で標識装着が行われたSBTの割合は5.01%（60.47トン）であった。
 - 2019年の総SBT漁獲量1,206トンのうち、漁獲物の約800トンは市場の需要に応じて2020年中に輸出され、残りは国内市場で流通するものと考えられると述べた。
 - 台湾は、
 - IOTC⁴のROPによるオブザーバーの監視下（IOTCオブザーバー報告書No.507-18）にある台湾船籍漁船が、2018年8月13日に標識装着された3尾のSBTを誤って運搬船に転載してしまったと述べた。
 - 2019年における4件の港内検査報告書の提出が遅れたことについては、「港内検査の最低基準を定めたCCSBT制度に関する決議」の要件に対する誤解があったためであると述べた。
9. 本文書の目的は「事務局から措置の実施及び遵守状況に関する情報を提供すること」である点が留意された。是正措置の検討は別の問題であり、本会合の議題2.4の下でCCにより議論されることとなる。

ERS 関連措置

10. 事務局は、メンバーによる生態学的関連種（ERS）措置の実施状況及びこれらの措置に対するメンバーのパフォーマンスに関する年次報告書として文書CCSBT-CC/2010/05 (Rev.2)を提出した。本報告書は、CCSBTのERS措置を他のまぐろ類RFMOの措置と調和させるための決議パラグラフ7及びCCSBT 25報告書パラグラフ71に基づき作成されたものである。本文書において留意すべき主要な点は以下のとおりである。
- 2つのメンバー（インドネシア及びニュージーランド）は、科学オブザーバーによる全体のカバー率目標である10%を達成しなかった。もう1つのメンバー（南アフリカ）は、同国の科学オブザーバーカバー率を判断するのに必要なデータを提出しなかった。さらに、4つのメンバー（オーストラリア、インドネシア、ニュージーランド及び台

² 文書CCSBT-CC/2010/04の別紙Dを参照

³ インドネシアでは、2018年にも一部のSBTに対して捕殺時ではなく水揚げ時に標識が装着された。

⁴ インド洋まぐろ類委員会

湾)は、それぞれのオブザーバーカバー率の代表性が 50 % (又はそれ以下)であった⁵。

- オーストラリアの代表性が 100 % を下回ったのは、おそらく漁獲努力量が低かった特定の階層においてオブザーバーカバー率がゼロであったためであり、こうした漁獲努力量の低い階層を除外することで代表性の統計値を調整することは有益と考えられることが留意された。
 - 日本、ニュージーランド及び台湾は、CCSBT の規則により 3 つのうち 2 つ以上の混獲緩和措置の使用が義務付けられている海域において単一の海鳥混獲緩和措置しか使用していなかった投縄が一部観測されたことを報告した。日本に関しては、2 つの措置の使用が義務付けられている海域での観察された投縄のうち 3 分の 2 以上で、混獲緩和措置が 1 つしか使用されていなかった。台湾に関しては、海区 3-10 と 2/14 において、それぞれ 8.6 % 及び 6.4 % の投縄で緩和措置 1 つのみの使用又は措置の使用なしであった。ニュージーランドでは、同国の観察された投縄のうち緩和措置を 1 つのみ使用した投縄は 1 % であった。
 - 各年において、海鳥死亡率が低いメンバーと海鳥死亡率が高いメンバーとの間に大きな違いがあった。日本及びニュージーランドは、他のメンバーと比べて海鳥の観察死亡率が大幅に高かった。
 - 2020 年の ERS データを提出しなかった南アフリカを除き、ほとんどのメンバーは ERS データ交換要件や生態学的関連種作業部会 (ERSWG) に対する報告要件、CC 及び拡大委員会 (EC) に対する年次報告書の要件を良く履行した。一部の例外については文書で指摘された。
11. 本文書に関して議論された主なテーマは、オブザーバーカバー率とその代表性、電子モニタリング、将来的な海鳥措置の実施の改善、海鳥の種レベルでの報告、海鳥との相互作用/死亡率、及びさめの死亡量の 6 つであった。

オブザーバーカバー率及び代表性

12. 全体として科学オブザーバーによる観察のカバー率目標である 10 % を履行しなかったメンバー又はカバー率の代表性が 100 % でなかったメンバーは、関連する状況に関する詳細を提供した。
13. オーストラリアは、海鳥との交互作用に関してはるかに信頼性が高く代表的なサンプルを提供するものと同国が考える電子モニタリングを使用していることを述べた。

⁵ 現状ではオブザーバーカバー率の代表性に関する義務的要件はないものの、CCSBT 海鳥混獲緩和措置の有効性に関する技術部会 (SMMTG) は、空間的・時間的な代表性はオブザーバー計画データにおける重要な指標であるとし、「代表性」の尺度を計算する方法に合意した。100 % の代表性とは漁獲があった全ての統計海区でオブザーバーカバー率目標である 10 % が達成されたことを意味し、50 % の代表性とは漁獲があった統計海区のうち半分でのみカバー率目標が達成されたことを意味する。

14. ニュージーランドによるオブザーバーカバー率の大部分は 2018/19 予算年度のうちの 2018 年部分に得られたもので、同予算年度内の 19 年部分ではオブザーバーカバー率が低下したことから、2019 暦年ベースでのオブザーバーカバー率が 10 % を下回る結果となった。ニュージーランドは、全ての海域での漁獲努力量の 10 % を観察することを予定している。
15. インドネシアは、非常に多くの船舶が稼働していることに加え、人的資源及び予算上の制約から、10 % のオブザーバーカバー率目標を達成することは困難であると述べた。現在、インドネシアは同国の電子ログブックから得られるデータの品質改善に重点を置いているところである。電子ログブックの正確性の改善に向けた作業は、漁獲物の水揚げデータ、港内サンプリング及び VMS データといった他のデータソースとの相互検証により実施されることとなっている。インドネシアは、将来的には乗船オブザーバー計画への補完的措置として別のモニタリング手法（すなわちビデオ／船上ビデオモニタリング）の開発を追求する予定である。
16. 台湾は、2019 年のオブザーバーカバー率の代表性が 50 % であったのは、SBT を季節的に漁獲対象とする全ての台湾漁船はインド洋で操業しているためであると述べた。リソース上の制約から、台湾はそのオブザーバー能力をインド洋の SBT 漁業における「ホットゾーン」に集中する必要があった。
17. ACAP は、全体的なオブザーバーカバー率の水準とオブザーバーカバー率の代表性を改善するための緊急的な行動が必要であると述べた。

電子モニタリング (EM)

18. ニュージーランドは、同国船団に対する横断的な EM の展開を目指す中で脆弱な海鳥種の分布域と重複する同国表層はえ縄船団を優先していること、及びこれらの船団に対する EM の優先事項として保護対象種との相互作用（緩和措置の使用を含む）のモニタリングが重点化されていることを述べた。

将来的な海鳥措置の実施の改善

19. 義務付けられた海鳥混獲緩和措置の完全実施を伴わない漁獲努力が報告されたメンバーは、将来的な改善に向けたそれぞれの計画を説明した。
20. 日本は、2020 年から海鳥混獲緩和措置の実施に関する是正措置を実施しており、その詳細は日本の国別報告書 (CCSBT-CC/2010/SBT Fisheries – Japan (Rev.2)) の第 1 ページに記載されていることを述べた。日本は、海鳥混獲緩和措置に完全実施が確認されるまで是正措置を継続していく予定であることを述べた。
21. 台湾は、RFMO の措置を遵守していること、それらの措置に準じて関連する国内規制を制定していること、及び将来においても関連業界に対して引き続き海鳥混獲緩和措置の使用を促進していくことを述べた。また台湾は、2019 年に漁船が操業したのは海区 2、8、9、14 及び 15 のみで

あったことを述べた。台湾は、オブザーバーが CCSBT により 3 つの措置のうち 2 つ以上に使用が義務付けられている海域で海鳥混獲緩和措置を 1 つしか使用せずに操業している漁船について報告したことを認識している。台湾は、本件についてさらなる調査を行い、必要があればこれらの漁船を処分することを述べた。

22. ニュージーランドは、2016 年以降、漁業者が効果的かつ規則に準拠した形で混獲緩和措置を設置することを支援するため、保護対象種リエゾン・オフィサープログラムが表層はえ縄漁業船団とともに作業を行っている。当該プログラムの導入以降、混獲緩和措置について観察された遵守状況は改善しており、2019 暦年では漁獲努力量の 99 % となった。
23. ACAP、バードライフ、HSI 及びピューーは、一部の船団では義務付けられた海鳥混獲緩和措置の実施水準が低くなっていることを非常に懸念していると述べた。さらに ACAP は以下を述べた。
 - このような非遵守は、明らかに高水準の海鳥混獲に寄与し、また推進しており、緊急的に対処される必要がある。
 - 一部のケースでは、混獲緩和措置の遵守レベルが比較的高い漁船でも引き続き高水準の海鳥混獲が記録されており、このことは措置の強化が必要ではないかとの疑問を惹起しているものと考えられる。
24. HSI 及び TRAFFIC は、ERS 措置の実施を改善するためのインセンティブとして、ERS 措置の非遵守事例に対して SBT の国別配分量を減少させることを検討するよう提案した。

海鳥の種レベルでの報告

25. バードライフは、ほとんどのメンバーが種レベルで海鳥混獲の報告を行っていることが確認できて喜ばしいと述べた。日本は種レベルでの報告を行っておらず、オーストラリアは一部のみ種レベルでの報告を行っていることを述べ、将来的には種レベルで報告することを計画しているかどうかを質問した。
 - オーストラリアは、可能な場合には喜んで種レベルでの報告を行うと述べた。またオーストラリアは、船上に引き上げられた海鳥の死体から羽サンプルを収集することを漁船に対して義務付けるための操業条件を導入しており、また遺伝子サンプルから種同定を行うためのメカニズムも導入していると述べた。
 - 日本は、海鳥に関する CCSBT データ交換において種レベルでのデータ提出は最低要件とされていないものと理解していると述べた。

海鳥相互作用／死亡率

26. ニュージーランドは、ほとんどの観察努力量において複数の混獲緩和措置が使用されたにもかかわらず同国の観察海鳥死亡率が高くなっているのは、2019 年の ERSWG でニュージーランドが発表した南半球リスク評価でも示されたとおり、ニュージーランド周辺は海鳥が多い海域であり、それ故に他の漁業と比べて偶発的捕獲リスクが非常に高いためであると述べた。またニュージーランドは、同国が 2020 年に改定した海鳥

国内行動計画の一環として、同国表層はえ縄漁業向けの緩和措置基準が策定されたことを述べた。さらにニュージーランドは、引き続き新たな混獲緩和技術について調査している。2020年には鈎針被覆装置の取り入れを奨励するための支援が提供され、多くの漁船で利用が開始されているところであり、また水中ベイトセッターに関する第一段階のトライアルが完了した。

27. インドネシアに関して事務局が計算した引き伸ばし海鳥死亡率が高かったことについて複数の質問がなされた。インドネシア及び事務局の両者は、インドネシアの引き伸ばし海鳥死亡数はオブザーバーカバー率の低さ故に信頼性が低いことを指摘した。事務局は、将来において全体に対するオブザーバーカバー率が5%より低い場合は引き伸ばしによる推定値を提供しないこととなった。しかしながら、「2019年において、観察されたはえ縄漁業においてはえ縄漁船と海鳥の間の相互作用はなかった」としたインドネシアの国別報告書（CCSBT-CC/2010/SBT Fisheries – Indonesia (Rev.1)）は誤報告であり、2019年には5羽の海鳥死亡があったと報告されるべきであった。
28. ACAP、バードライフ、HSI、ピュー及びTRAFFICは、一部メンバーにより報告された高水準の海鳥混獲に対して懸念している、又は非常に懸念していると述べた。さらにACAPは、浮はえ縄漁業における混獲はACAPに掲載されたアホウドリ及びミズナギドリに対する最大の脅威の一つとなっており、このような水準の混獲はACAP種が直面している保存上の危機を深刻化させていると述べた。

さめ死亡量

29. オーストラリアは、さめ類、特によしきりざめ及びあおざめとの相互作用が引き続き高くなっており、メンバーに対してこれらの相互作用を削減するためにどのような計画を実施していくのかを質問した。
 - EUは、EU漁船は他のまぐろ類RFMOにおいて発効しているさめ類の保護措置を完全に遵守しており、またSBTを漁獲している漁船はないことを述べた。
 - インドネシアは、さめ類及びえい類に関する国内行動計画（NPOA）を策定しており、当該NPOAがまぐろ漁業によるさめ類混獲を削減するための行動計画を規定していると述べた。インドネシアのはえ縄船団は、混獲緩和措置の一環としてさめ類混獲を削減すべく、ワイヤーフックに替えてサークルフックを使用している。また、さめ類混獲に関するデータ収集の改善及び漁港まで漁獲物を保持するという意識を強化するため、漁業者に対するワークショップを複数回開催した。
 - 日本は、同国のSBTまぐろはえ縄漁船は各まぐろ類RFMO海域で操業する際にそれぞれの規則を遵守することが義務付けられていると述べた。また日本は、さめ類、特によしきりざめとの相互作用を削減すべきとする論理に対して疑問を呈した。日本は、資源が健全である限りはこれを利用できるはずであると述べた。

30. TRAFFIC は、日本の漁業活動とその後の投棄によるよしきりぎめの非常に高い死亡水準を懸念していると述べた。さらに TRAFFIC は、多くの CCSBT メンバーでさめ類の死亡が高水準であることを指摘し、次回の ERSWG 会合において、さめ類の死亡投棄がどの程度発生しているのかについて精査するとともに、これの発生を削減するための混獲緩和措置の導入を調査するよう提案した。日本は、指摘の件は CC ではなく EC で議論すべきものであると述べた。

2.2. メンバーからの年次報告

31. 事務局は、会合に対し、EU の品質保証レビュー (QAR) の現状について説明した。レビューそのものは概ね完了して最終確認の段階にあり、報告書案が間もなく EU に送付される予定である。次のステップとしては、EU が QAR 報告書案をレビューし、レビューチームによる検討のためのコメントを提出することとなる。QAR の完了が遅れた理由は、一部 COVID-19 による影響もあり、方法論の最終化及び質問状の作成と回答の受領までに想定よりも時間を要したためである。この遅れにより、QAR にかかる作業の大部分がレビューチームにとって一年で最も多忙な時期にかかることとなった。また QAR は、事務局が想定していたよりも多くの作業及び時間を要した。
32. メンバーは、2019 年に合意された新報告テンプレートを用いて、それぞれの国別報告書を提出した。本議題項目にかかる議論の大部分は、CC 会合の前に文書通信により実施された。ここでは、報告書に関してより詳細な質疑を行う機会が与えられた。
33. 重要な回答及びコメントの概要は以下のとおりである。

遊漁及び慣習的漁業

34. ニュージーランドは、同国の遊漁漁獲量にかかる推定値は船着場調査、アマチュア用船記録、商業船から得た遊漁活動報告、及びニュージーランドスポーツ・フィッシングクラブの記録に基づくものであることを明確化した。これについては、拡大科学委員会 (ESC) に対する 2020 年のニュージーランド国別報告書に詳述されている。SBT 遊漁に関する全国調査の結果も同報告書に示されており、また以下のとおりである。
<https://fs.fish.govt.nz/Doc/24783/FAR-2020-02-Recreational-catch-Southern-Bluefin-Tuna.pdf.ashx>.
35. オーストラリアは、同国の SBT 遊漁漁獲量調査は本年初頭に完了し、国際的なピアレビューが行われたことを述べた (以下を参照：
https://imas.utas.edu.au/data/assets/pdf_file/0003/1331796/National-Survey-of-Rec-Fishing-for-SBT-in-Australia.pdf). 概要としては、
- ピアレビュー者は、当該調査の方法論及び結果を承認した。
 - 調査期間における遊漁漁獲量の推定値は 270 トンであった。
 - オーストラリア政府は、同国への国別配分量の 5% (現状では 308 トン相当) を遊漁向けに留保することに合意した。

- 追加的な留保枠は、各年間における遊漁漁獲量のある程度の変動、ある程度の遊漁漁獲量の拡大、及び遊漁における投棄死亡量に対応するものである。
36. オーストラリアは、過去においていかなる SBT の慣習的漁業又は伝統的漁業の存在も認識していないと述べた。オーストラリア先住民が商業漁業に一部参加しているケースはある。

科学オブザーバー及び電子モニタリング (EM)

37. オーストラリアは、EM の外部監査はログブックに記録されている漁業活動の少なくとも 10 % を対象としていることを明確化した。オーストラリアの電子モニタリングシステムは投縄及び揚縄中のみビデオ録画を行っており、これは水圧及びドラムモニターを通じて検知されている。
38. 日本は、一方的な EM の導入は現在合意されている CCSBT の措置に合致しないと述べた。
39. EU は、SBT を漁獲対象としておらず、また相当量の SBT の混獲もない EU 表層はえ縄漁業には CCSBT 科学オブザーバー計画は適用されないと述べた。しなしながら、SBT 分布域に入域する EU 表層はえ縄船団は関連するまぐろ類 RFMO (IOTC、ICCAT⁶ 及び WCPFC⁷) のオブザーバー要件を遵守している。これらの船舶に対する 2019 年のオブザーバーカバー率は、WCPFC で 5.4 %、IOTC で 5.4 % 及び ICCAT で約 7 % であった。

混獲及び混獲緩和措置

40. オーストラリアは、同国の漁業者によって使用されることとなる鈎針被覆装置に対する用意がある述べた。「鈎針被覆装置」は、他の混獲緩和措置の代替として、少なくとも 38g の重さのカバーを鈎針に直接設置するものである。
41. オーストラリアは、沈降率に対する生き餌の影響を判断するためにいくつかの調査を実施し、その結果として、生き餌の使用時に適切な沈降率を達成するためには、40g の重りでは鈎針近くに設置したとしても不十分であることが示唆されたと述べた。このため、同国の生き餌を使用する船舶は、少なくとも 60g の重りを使用することが義務付けられている。
42. オーストラリアは、同国漁業において海亀類の混獲は一切報告されていないことを述べた。
43. 日本は、同国の一部 SBT 漁船に乗船している科学オブザーバーには海鳥混獲緩和措置の使用状況を記録する任務があることを述べた。

⁶ 大西洋まぐろ類保存国際委員会

⁷ 中西部太平洋まぐろ類委員会

44. 韓国は、同国の混獲物ログブックテンプレートには海鳥混獲緩和措置に特化したセクションが設けられており、各漁船が同セクションに記入することが期待されていると述べた。これはオブザーバーによって行われる報告とは別のものである。

SBTの投棄による死亡量

45. オーストラリアは、同国漁業においては生存の可能性が低い魚の放流は禁止されていると述べた。オーストラリアは、2019/20年漁期の開始前に、操業者はSBTがさめ類による食害を受けた場合にのみ死亡SBTを投棄することができるとする形でみなみまぐろ漁業権の条件を改正した。
46. オーストラリアは、さめによる食害以外の理由で死亡したSBTが投棄された場合、引き続きこれを漁業者のクオータから控除する予定である。オーストラリアは、食害を受けた魚の死亡量をどのように考慮するのか（例えば頭部のみ又はひどく損傷した死体が揚がってきた場合はどうするのか）、またそうした魚の重量をどのように算出するのかを決定するための他のメンバーとの議論を歓迎するとした。
47. EUは、EU漁船はSBTとの相互作用をログブックに記録することが義務付けられており、SBTの投棄は許可されていないと述べた。漁獲割当の対象となっている種の投棄は禁止されている。また、SBTの死亡量は水揚げ申告書及び販売記録の情報を用いて検証されている。さらに、EUの「SBT帰属漁獲量」の計算にあたっては、科学オブザーバー、旗国による検査、寄港国検査／報告書及び第三国（EUとの漁業協定を締結している国を含む）から提供された全ての関連情報が考慮される。
48. 日本は、同国の投棄死亡量（33トン）は死亡投棄量と生存放流後の死亡量の推定値を合計した数字であり、生存放流された魚及び死亡投棄された魚の尾数は3つの体重カテゴリで報告されていることを述べた。同国は、各カテゴリの平均重量を用いて全体の重量を算出している。推定に用いている放流後死亡率は9%で、これはポップアップアーカイバルタグ調査に基づく推定値である（CCSBT-ESC/1309/34）。
49. 韓国は、同国のログブックデータでは非保持SBTの数量はゼロであるのに対し、オブザーバーは15尾のSBTが食害を受けたと報告したことを明確化した。漁船は、それらの魚を「その他の種」として記録していた。また韓国は、本件については現在も調査中であり、必要に応じて国別報告書を更新すると述べた。韓国は、会合に対し、同国のTACのうち5トン潜在的な投棄及び／又は放流向けに割り当てており、また同国の2019年のTACに5トンを上記したのは意図せぬ誤報告や誤った種同定があり得ることを踏まえたものであることをリマインドした。
50. 台湾は、国別報告書に示した10トンの帰属漁獲量の推定値に関して、死亡投棄か生存放流かという投棄時の状態のさらなる区別は行っていないことを明確化した。

インドネシアのSBT 国別配分量及び過剰漁獲

51. インドネシアは、同国の SBT クォータは漁業団体に対して割り当てられ、当該漁業団体がそのクォータをそれぞれのメンバーに対して配分していることを明確化した。全てのインドネシアの SBT 報告漁獲量は、これらの漁業団体のメンバーでもある有資格漁船によるものである。
52. 2019 年の過剰漁獲に関して、インドネシアは、漁船が前年 12 月末まで漁獲することができるよう、同国の漁獲データの確認や同国の CDS におけるクォータブロックシステム状の漁期終了は 2 月に行われると述べた。2019 年の過剰漁獲は年末に発生したものであったため、インドネシアは同国 CDS システムの早期警戒スキームを通じてクォータ保有者たる漁業団体に通知を行うことができなかった。
53. インドネシアは、以下の措置により将来的な同国の SBT 国別配分量の超過の可能性を最小化する予定であることを述べた。
 - インドネシアの CDS システムの中で、過剰漁獲分を翌年のクォータから控除するクォータブロック制を導入する。漁業団体及び漁業会社は、次の漁期年の開始前に漁獲可能量の削減について通知される。
 - 漁業団体及び漁業会社に対し、過剰漁獲を回避するための早期モニタリングシステムとして、定期的に SBT クォータの使用状況に関する情報提供を行う。
 - 国別配分量を超過することのないよう漁獲量を管理するとともに、過去 2 年における超過漁獲分を返済することを約束する。漁獲制限は実質的に 2021 年に実施される。したがって、インドネシアは、2019 年及び 2020 年の過剰漁獲を「非遵守」とは見なさないよう要請する。またインドネシアは、COVID-19 パンデミックによる景気後退の状況において、インドネシアの経済及び食料安全保障を支援する観点から、過剰漁獲分を返済する意思はない。

検査

54. オーストラリアは、漁期を通じてランダムに AFMA の担当官が加工／輸出施設を訪問し、CDS 文書に対応する SBT 製品の数及び重量を物理的に検査していることを述べた。
55. 日本は、めばち及びきはだとの名称で輸入された魚に対する遺伝子テストを実施したことを述べた。2019／2020 年漁期においては 3,566 サンプルのテストが行われ、SBT が偽装されていた事例は確認されなかった。
56. 日本は、日本漁船によって漁獲された全ての SBT は、日本での水揚げの際に政府職員によって検査されていることを明確化した。水揚げ検査時の重量と CMF で報告された重量との間に 2 % 以上の差異があった場合には、追加的な調査が実施されている。

その他の事項

57. EU は、SBT 分布域に断続的に入域する EU はえ縄漁船の大部分は、主に SBT 分布域外の亜熱帯漁場で操業していると述べた。これらのはえ

縄漁船は、いずれもめかじきを漁獲対象とする選択的な漁具及び漁法（深度及び餌）を使用している。EUは、SBT混獲の可能性を最小化するために漁船がSBTを漁獲対象とすることの禁止を決定している。EUは、混獲SBTを誤報告するリスクは非常に低く、偶発的な捕獲そのものの可能性もごくわずかであると考えている。

58. インドネシアは、インドネシアにおいてVMSを設置する義務は総トン数30トン以上又は公海で操業する漁業許可を有する全ての漁船に適用されると述べた。
59. 食害をメンバーの帰属SBT漁獲量に含めるべきかどうかに関する議論があった。事務局は、CCSBTにおける帰属SBT漁獲量の定義を読み上げた。この定義には「*同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量*」との文言が含まれていることが留意された。しかしながら、この定義で提示されている具体例には食害は含まれていなかった。会合は、帰属SBT漁獲量の定義が採択された際には食害については熟考されておらず、食害をこれに含めるべきであるのかどうかは不確実であることに合意した。また、本件についてはメンバー間での一貫性が必要であり、ニュージーランドが本件に対応するための休会期間中の検討グループを主導することが合意された。
60. 会合前の議論において南アフリカの国別報告書に対する一連の質問がなされたが、南アフリカはこの事前協議に参加せず、何らの回答も提示されなかった。

2.3. COVID-19 に関連する問題の検討

2.3.1. メンバーによってとられた措置

61. メンバーは、COVID-19パンデミックの結果としてCCSBT遵守関連措置の通常の運用からの逸脱し、かつECによる承認を受けていなかったあらゆる事例について報告するよう要請されていたところである。
62. 日本は、COVID-19パンデミックの結果としてCCSBT遵守関連措置の通常の運用から逸脱した以下の2件に関して、事前協議以降の最新情報を提供した。
 - オブザーバー不在での洋上転載：日本は、IOTC-ROPオブザーバーの配乗の停止を受け、その後の洋上転載に関してCCSBT転載決議⁸パラグラフ20に基づく「不可抗力」規定の適用を通知した。9月11日時点において、オブザーバー不在でのSBT洋上転載は7件実施され、合計で407.7トンのSBTが転載された。そのうち2件の洋上転載にかかるSBT95.9トンは既に日本で水揚げされ、日本政府公務員により全ての魚が物理的に検査され、また数量確認が行われた。違反は何ら確認されなかった。ROP不在で転載された残りの魚についても、魚

⁸ 大型漁船の転載に関する計画創設に関する決議

が日本の港で水揚げされる際に政府公務員により物理的に検査されることとなっている。

- プラスティックタグに代わる紙タグの使用： COVID-19 によって生じた全世界的な物流上の制約により、9月11日時点において、1隻の SBT 漁船が合計で 276 尾、14.5 トンの SBT に対して CCSBT 一元管理 CDS タグの代わりに紙タグを使用することを余儀なくされた。これらの SBT 製品は、これが日本の港に水揚げされる際に政府公務員により物理的に検査され、また数量の確認が行われることとなっている。
63. 韓国は、COVID-19 の影響によりオブザーバー不在の運搬船に対する韓国漁船からの 4 件の洋上転載について、昨日（2020 年 10 月 7 日）事務局長に対して通知したことを述べた。通知がタイムリーに行われなかったのは事務上の見過ごしによるものである。しかしながら、これらの転載の詳細は IOTC 及びオブザーバーコンソーシアムに対して提出されており、また韓国政府により許可された洋上転載であった。さらなる洋上転載については、不可抗力規定を適用するかどうかを判断するためにケースバイケースで対応していく考えであり、事務局長に対して適時的な通知を行う予定である。オブザーバー不在での洋上転載のリスクを最小化するため、韓国はあらゆる関連データ（例えば漁獲報告書、VMS データ、転載申告書及び水揚げ報告書）を精査する予定であり、可能な範囲で水揚げ地での検査を実施することとしている。
64. ニュージーランドは、COVID-19 による 4.5 週間のロックダウンの間は操業中のはえ縄漁船にオブザーバーを乗船させておらず、また漁船に対する検査も実施しなかったことを述べた。しかしながら、こうした活動はロックダウン終了後に再開された。
65. 台湾は、2020 年 4 月 30 日付けで、COVID-19 パンデミックの間のオブザーバー不在での洋上転載は不可抗力に該当すると考える旨を事務局長に通知した。台湾は、CCSBT 事務局に対して引き続き転載申告書を提出しており、漁船には指定港で水揚げすることを義務付け、またそれらの港において全ての漁船に対する検査を実施している。台湾は、パンデミックが継続する間はこうした代替措置を引き続き実施する予定である。さらに台湾は、2020 年 4 月に独自のオブザーバーを派遣したが、スケジュール及びその他の制約から、この取組は 2020 年 5 月に中止された。
66. パンデミック中に運搬船にオブザーバーが乗船しないことにかかるリスクを最小化するために取り組まれる代替的な行動、及びそうした行動が十分であるのかどうかについて相当の議論があり、合意はなかった。一部のメンバーは、長期的なアプローチであり一部は他の RFMO における作業の進捗次第であるものの、電子モニタリング（EM）はリスクの最小化に資するものと考えたと述べた。また一部のメンバーは、代替的に取られた行動についてのより頻繁な報告を要請した。

67. インドネシアは、同国の 2020 年における過剰漁獲は農業及び漁業セクターの能力と生産を増加／維持するための国内政策に起因するものであると述べた。いずれのセクターも、特にこの COVID-19 パンデミックに起因する景気後退の局面において、国内経済を支えるために生き残っている基幹産業である。さらに、いずれのセクターも労働集約的産業であり、莫大な雇用機会を提供するものでもある。

2.3.2. 極めて特殊な状況に関する原則及び取られる行動に関するガイドライン

68. 事務局は、極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドライン案を含む文書 CCSBT-CC/2010/07 を説明した。ガイドライン案は、休会期間中のメンバーとの非公式協議第一ラウンドの結果を踏まえて作成された。会合前の議論において、日本は議長及び事務局からのガイダンスを踏まえたさらなる修正案を提出した。
69. 複数のメンバーにより、ガイドライン案への追加的な修正案が作成された。会合は、別紙 4 の修正ガイドラインに合意した。
70. 一部のメンバーは、転載決議の「不可抗力」規定（パラグラフ 20）は事務局長に対して適切に通知を行えば CCSBT 地域オブザーバーが不在であっても洋上転載を行うことを禁止していないこと、及びメンバーに対して EC による事前承認を得るよう義務付けてはいないことを強調した。さらに日本は、SBT 管理に関する CMM は転載オブザーバーの配乗に限定されるものではなく、他にも遵守すべき多くの CMM があることを指摘した。
71. あるメンバーは、EC として上述の適切な通知の明確さを信頼しなければならないのであれば、「不可抗力」規定の適用により恩恵を受けるメンバーには当該規定の適用から生じるリスクを最小化するための是正措置を実施することが期待されると指摘した。また、該当するメンバーは大型漁船による転載計画で定められた義務を遵守するために考え得るあらゆる努力を払うことが期待されるとした。
72. 同様のメンバーは、「不可抗力」規定を適用するメンバーは当該規定の実施状況をどのようにモニタリングしているのかを定期的に報告することが適当であると強調した。当該報告には、実施された措置、及び「適用除外」規定適用の引き金となった状況に関して予想される展開に関する情報を含めることが考えられるとした。取られる措置及び定期的な報告については、極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドラインにおいて十分に明記することが提案された。

2.4. CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

2.4.1. メンバーの遵守状況

73. 会合は、2019年は181.92トン、及び2020年に関しては777トンと推定されているインドネシアの過剰漁獲量について、特にこの過剰漁獲分をどのように返済する計画であるのか、また将来的に同国の国別配分量を超過することのないよう確保するためにどのような措置を取る考えであるのかについて議論した。
74. インドネシアは以下のとおり述べた。
- 同国は発展途上の沿岸国である。
 - 同国船団はそのほとんどが CCSBT 統計海区 1 で操業する小規模漁船であり、SBT を漁獲対象とはしておらず、混獲として SBT を漁獲するものである。
 - 同国船団は、フックラインを浮かせることで SBT の漁獲を減らすよう試みてきた。
 - 現在、COVID-19 による景気後退に苦しんでおり、同国まぐる漁業は国内経済にとって重要である。
 - 同国の管理措置には厳格な VMS 及び CDS アプリケーションシステムが含まれており、同国による過剰漁獲は適切な保存管理措置がないことに起因するものと考えられるべきではない。
 - 2020 年の最終的な漁獲量は 1,600 トンから 1,800 トンと予想されており、したがって 2019 年と 2020 年を合わせた同国の過剰漁獲量は、2019 年と 2020 年を合わせた総漁獲利用可能量を約 760 トンから 960 トン上回るものと考えられる。

この文脈において、インドネシアは以下のとおり述べた。

- インドネシアは、国内の労働力の相当部分を増加／維持できるようにするとともに国内経済に対する COVID-19 パンデミックの影響を緩和するため、農業及び漁業セクターによる全世界の生産量を増加させようとしているところである。したがって、インドネシアは、同国の漁獲能力を減少させるつもりはない。
 - インドネシアは、会合に対し、同国による過剰漁獲を例外的状況と見なし、2019 年及び 2020 年の過剰漁獲分の返済を求めないよう要請する。
75. 会合は、本件に関してインドネシアが事前協議以降にその回答を修正したことに留意した。メンバーは、特に資源の再建中であるとの文脈において、SBT の TAC の国別配分量の範囲内に収めることはメンバーの重要な義務であることに合意した。メンバーは、インドネシアの経済的な問題に対して共感し、また柔軟に対応することに合意したが、インドネシアに対して以下を求めた。
- 徐々に、またパンデミックによる経済事情が改善した時に、過剰漁獲分を返済するよう約束すること

- 同国の SBT 漁獲管理を改善し、将来において国別配分量を超過しないための具体的なコミットメントを提出すること
76. インドネシアは、2021 年における同国の TAC を超過しないことを約束した。他のメンバーは、特に 2019 年の過剰漁獲を踏まえれば、この達成に対して同国における現状の管理措置は不十分なのではないかとの懸念を表明した。
 77. 会合は、南アフリカによる同国の CDS の問題点及び非遵守に留意した。オーストラリアは南アフリカに対する支援を申し出るとともに、このことを南アフリカとフォローアップして翌年の CC 会合に報告するとした。またニュージーランドは、同国が以前に表明した支援を改めて申し出た。
 78. 会合は、南アフリカ及び EU による遡及的な漁船許可について留意した。EU は、同漁船に対する許可が遅れたのは、それらの漁船は他の RFMO によって許可を受けており、EU メンバー国はこの許可が CCSBT についてもカバーしているものと考えていたことが理由であると述べた。EU は、将来的には適切に CCSBT における許可の提出及び更新が行われるよう、EU メンバー国に対してリマインドを行う予定である。
 79. 想定される輸入 CDS 文書の写しが事務局に対して全く提出されていない継続的な問題に関して、
 - オーストラリアは、この遵守上の問題を継続的な問題とは考えていなかったと述べた。その理由として、オーストラリアはこの問題に対処するための法的枠組みを修正しているところであり、規則の改正に時間を要することを述べた。またオーストラリアは、短期的にこの問題に対応するための暫定措置について調査していると述べた。
 - 韓国は、一部の輸入文書が返却されなかったという同国の CDS 上の問題の重要性は認識していると述べた。韓国は、全ての関連当局及び関係者との協議の下に国内の CDS 管理システムの改善に取り組んできた。将来的には、未提出の文書が利用可能となれば速やかにこれを提出する予定である。
 80. 会合は、遵守上の問題があったメンバーに対し、問題点をどのように是正したのかについて報告するよう要請した。
 81. CC は、事務局に対し、標識装着に関する例外的状況の報告期限の要件を 7 日間から年次報告に延長するための CDS 決議改正案を作成する任務を課した。改正案は翌年の CC 会合において検討される予定である。

2.4.2. 是正措置政策の適用

82. インドネシアの過剰漁獲に関して、会合は以下の結論に至った。
 - インドネシアは、2019 年及び 2020 年の TAC における同国への国別配分量の遵守に関して、非遵守であった。

- ECは、過剰漁獲分の返済スケジュールの決定に関して柔軟であるべきである。
 - インドネシアの現行の管理措置は、同国による漁獲量の管理という点において改善を要する。
83. インドネシアは、CCSBT 27 に対し、2021 年の同国の漁獲量を同国への TAC 国別配分量の範囲内に収めることを確保するための計画を提出することに合意した。
84. 会合は、インドネシアの過剰漁獲に対する是正措置政策の適用については EC の判断に委ねることに合意した。

議題項目 3. CC 14 による 2020 年作業計画の進捗状況のレビュー

85. 事務局は、CC の 2020 年作業計画により事務局又はメンバーのいずれかに割り当てられた一部の事項に関する進捗状況を報告した文書 CCSBT-CC/2010/08 (Rev.1) を提出し、関連するメンバーは CC 15 会合の先立って情報提供を行った。2020 年作業計画のうち、より重要な事項については別の議題項目及び文書で報告されている。本文書で報告された作業計画事項は以下のとおりである。
- 中国船籍運搬船上に SBT が保持されている又は様々な中国漁船から SBT が転載されたとの疑義を惹起した状況について、事務局が IOTC 転載オブザーバーとともにこれをフォローアップするよう要請した作業計画事項に対する回答
 - ICCAT の記録において SBT の漁獲が新たに報告されていないかを確認するとの事務局への要請から得られた結果
 - UN COMTTADE のデータと CCSBT に対して（CDS を通じて）報告された輸出量／輸入量との間の明白な不調和を調査するよう要請した作業計画事項に対するオーストラリア及び EU からの回答（本文書の最終化までにインドネシアからの回答は利用可能とならず、南アフリカは回答しなかった）、並びに米国からの自主的な回答
 - WCPFC との転載協力覚書（MoC）の運用開始に関するアップデート
86. 事前協議において、
- 文書 CCSBT-CC/2010/08 (Rev.1) のセクション 3a について、オーストラリアは COMTRADE における同国の数字は修正され、現在は CDS の記録に近い数字となっていることを述べた。
 - 文書 CCSBT-CC/2010/08 (Rev.1) のセクション 3b について、EU は、事務局は COMTRADE のデータではなく DG MARE が提供した貿易データを一義的に使用すべきであるとの希望を繰り返し述べた。また EU は、さらなる調査の結果、2016 年から 2018 年までの期間において SBT の輸出及び EU への輸入はなかったことを確認したとの追加情報を提供した。COMTRADE に記録された誤情報は、特に大西洋くろ

まぐろが SBT として誤記入されるというミスコードであるとして説明することができる。

87. インドネシアは、CDS データと COMTRADE 貿易データとの間の不調和（COMTRADE データでは、2016 年から 2018 年の期間の各年における同国の SBT 輸出量が過少になっている）に関する予備的な調査結果に関する文書 CCSBT-CC/2010/18 を提出した。インドネシアは、以下を含む様々な点を明確化した。

- 国のグルーピングによる貿易量データは、一部の国のデータが利用可能でないために COMTRADE では過少申告となっている可能性がある。
- COMTRADE は、最新の商品コード分類で報告されていない国のデータの推定値を含んでいない。

当該文書では以下のとおり結論付けた。

- インドネシアは、COMTRADE に同国のデータを提出する義務を追っていないので、これらのデータはインドネシアの SBT 輸出データの全体数量又は金額を示したものではない。
- インドネシアは、COMTRADE の記録と同国の国内データとの間の不調和を調査するためにさらなる時間を要する。

88. さらに、同文書の別添 1 に基づき、インドネシアは COMTRADE に記録された同国による SBT の輸出情報と輸入情報の両方に問題があるようであると述べた。インドネシアは、CC 16 に対し、COMTRADE と CDS データとの間の不調和に関する同国によるさらなる調査結果を提出する予定であると述べた。

89. 会合は、

- COMTRADE データについてさらに検討し、将来的には事務局が各メンバーに関する COMTRADE データを確認及び説明すること、さらに EU 及びインドネシアは、それぞれの国内データベースから得た最善の年間貿易データサマリーを COMTRADE サマリーとの比較に利用することができるよう、CC 会合の前に当該データを事務局に提供すべきことに合意した。
- DG MARE が提出した EU の貿易データが EU に関する正しい数字であると考えるべきとの EU の発言に留意した。
- 南アフリカの CDS/COMTRADE データ間の不調和に関する同国の調査に関して南アフリカからの回答がなかったことに留意した（この事項は 2021 年の作業計画に繰り越された）。
- 事務局による文書 CCSBT-CC/2010/08 (Rev.1) 及びインドネシアによる文書 CCSBT-CC/2010/18 の提出に感謝した。

議題項目 4. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

90. 事務局は、CCSBT の主要な措置の運用状況に関するアップデートを示した文書 CCSBT-CC/2010/09 を提出した。事務局は以下の事項をハイライトした。
- 文書の別紙 A は、洋上及び港内で実施された転載の数量の概要を示した表であり、COVID-19 パンデミックのために運搬船に転載オペレーターが乗船していない状態で 2020 年上半期に実施された（現時点で）既知の SBT 洋上転載の件数（表 2b）を含む。
 - CCSBT での新たな IMO ナンバー要件（少なくとも総トン数 100 トンを超える木造船及びファイバーグラス船が対象）は、2021 年 1 月以降に発効する。
 - CCSBT が 2019 年に他の 8 つの RFMO との IUU 船舶の相互掲載に合意したことを受け、CCSBT の IUU 船舶リストが 2020 年 2 月に策定され、現在 116 隻の相互掲載された IUU 船舶が掲載されている。当該リストは、他 RFMO のそれぞれの委員会年次会合の開催後速やかにアップデートされる予定である。
91. 一部のメンバーは、この機を捉えて、CCSBT による IUU 船舶の相互掲載のイニシアティブは前向きなステップであるとして支持を表明した。
92. 事前協議においてインドネシアは以下を述べた。
- IMO の決議に基づき IMO ナンバーを取得する資格がある全 183 隻のうち 177 隻は、関連する船主の自発的な対応により、既に IMO ナンバーを取得している。一部の船主はまだ登録手続き中である。
 - 2020 年において、同国は寄港国措置協定に関する行政規則を発効させ、当該規則の実施に向けた技術的な準備プロセスを進めているところである。
 - インドネシアは、2021 年にさらなるアップデート情報を提供する予定である。
93. ピュー慈善基金は、関連する CCSBT メンバーが要すれば IMO ナンバーの取得を支援することを申し出た。
94. SBT を他のまぐろ類とは分けて転載すること及びメンバーは将来的に現地で遺伝子テストキットを使用する可能性をモニタリングするとの勧告（セクション 3）に関して、韓国は、これらの勧告に対する立場を保留し、関係者と技術的な影響について議論したいと述べた。
95. 会合は、CCSBT の CDS 決議に対する米国の自主的な協力、特に引き続き四半期ごとに CDS 文書を提出していることに感謝するとともに、事務局による文書作成にも感謝した。

議題項目 5. CCSBT 遵守計画の実施状況

5.1. 公式化された遵守評価プロセス案

96. CC 14 は、オーストラリアが CCSBT の遵守評価プロセスの策定に向けて作業を行い CC 15 に対してその成果を報告する休会期間中の連絡調整グループをリードすることに合意した。
97. オーストラリアは、事前協議における休会期間中の作業グループの進捗状況に関するアップデートを以下のとおり提供した。
 - 遵守評価プロセスに関する連絡調整グループは、2019/20 年にかけてその作業に取り組んだ。
 - 2019 年 10 月に、オーストラリアはグループへの参加者の指名並びに文書 CCSBT-CC/1919/16 へのコメントを求めた。
 - 参加者の指名及びオーストラリアの文書 CCSBT-CC/1910/16 へのコメントの受領後、オーストラリアは、それぞれの見解の概要及び連絡調整グループによるさらなる検討が有益と同国が考えた分野について回章し、一部のメンバーがこれらの分野についてコメントした。
 - 全体として、メンバーは既存の遵守評価プロセスに対する限定的な変更のみを支持しているように見受けられ、また既存のプロセスは効果的に機能しているとの見解であった。
 - 作業グループはいくつかの変更提案を検討したが、一部のメンバーは遵守行動計画の文脈との並びを見て作業すべきこと、及び予定されている CCSBT パフォーマンス・レビューの影響を受ける可能性があることを指摘し、変更案に対してコンセンサスに達することができなかった。
 - オーストラリアは、作業グループは作業を継続し、CC 16 に対して正式な報告を行うことを提案した。
98. 会合は、作業グループはより公式化された遵守評価プロセスの策定の可能性について 2021 年に引き続き検討すること、及びその検討結果を CC 16 に対して正式に報告することを勧告した。またメンバーは、作業グループに対して提出された全てのコメントが共有されるべきことに合意した。
99. 会合は、休会期間中の作業グループをリードしたオーストラリアに感謝した。

5.2. 常設議題項目

100. 事務局は、潜在的な非メンバーによる漁業活動及び非メンバーとの遵守上の相互作用に関する文書 CCSBT-CC/2010/10 を提出した。本文書では、

- 2020年においては、Trygg Mat Tracking (TMT) によって実施される臨時解析に関する事務局への要請はなく、したがって TMT が保有する運用資金は使用されなかったことが報告された。
 - SBT の貿易及び CCSBT 漁獲証明制度 (CDS) に関して、カナダ、レバノン、ナミビア及び米国といった様々な協力的非加盟国 (NCNM) との間で行われた連絡に関する最新情報が提供された。また、米国は利用可能な SBT の輸入 CDS 文書に関する四半期ごとの報告及び一部行方不明となっている輸入文書に関するフォローアップの実施を通じて CCSBT の CDS に引き続き協力していることに留意した。
 - 事務局の遵守関連のリソースを COVID-19 及び欧州連合の QAR に関する追加的作業に優先的に割り当てたことから、2020 年は UN COMTRADE から得たデータの概要は提供しなかったことを述べた。
101. 会合は、事務局が SBT 漁場で発生した疑わしい漁業活動に関する情報を受領した場合に行われる至急の要請に対して船舶自動識別装置 (AIS) データ及び船舶会社の背後関係に関する臨時解析を行うべく TMT が保有している運用資金の継続を勧告することに合意した。
 102. 会合は、事務局による多くのアウトリーチの努力にも関わらず、残念ながらほとんどのケースにおいて NCNM から有益な回答は得られなかったこと、及び NCNM とのさらなる連絡を通じて何らかの結果が得られた場合には 2021 年の CC 会合及び EC 会合においてこの問題に何らかの対処を行う必要があることに留意した。
 103. 会合は、EC に対し、翌年の CC 会合に中国、モーリシャス、ナミビア、シンガポール及び米国を招待することに合意するとともに、事務局によるアウトリーチ作業に感謝した。
 104. 事務局は、遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレートの改正案に関する文書 CCSBT-CC/2010/11 を提出した。本文書では、テンプレートの一部に対する微修正及び明確化のみを提案した。オーストラリアは、事前協議プロセスの際にセクション 2.1.3 に対するさらなる修正を提案した。同提案への質問に対し、オーストラリアは、同国による曳航中の SBT 死亡量は事務局に対して別途報告されていることを確認した。
 105. 会合は、事務局が提案した全ての修正を受け入れることに合意した。合意された CC 及び EC に対する年次報告書テンプレートは別紙 5 のとおりである。
 106. ピュー慈善基金 (ピュー) は、2018 年にみなみまぐろ保存委員会の統計海区内で報告された転載と AIS データとの比較解析の結果に関する文書 CCSBT-CC/2010/17 を提出した。本文書は、CCSBT 26 により採択された、メンバーによる非遵守の可能性を含む外部文書のレビュープロセスを通じて CC に提出されたことが留意された。
 107. 一部のメンバーは、漁船と運搬船との転載を伴わない遭遇には、餌の受け渡し又は補給といった合法的な理由があることを述べた。韓国は、韓

国漁船関連の具体的なケースに関する限り、本文書で言及された案件について非遵守の可能性があるととは考えておらず、また本文書で示されたのは漁船と運搬船との遭遇したケース及び転載通知がなかったケースの情報に過ぎないため、これらのケースを違法な活動であると見なす合理的かつ信頼に足る合理的な根拠であるとは考えていないことから、したがって何ら調査を行わなかったと述べた。

108. 事前協議において、日本は以下をコメントした。

- 文書 CCSBT-CC/2010/17 の別紙のとおり、日本は AIS により検知された 20 隻の運搬船のうち 10 隻（検知された 190 件の「遭遇」のうち 98 件を網羅）を運用する日本の企業と協力して事実関係の調査を行った。その結果として、洋上転載に関連する違法なプラクティスの兆候は何ら確認されなかった。10 隻の運搬船に関連する遭遇案件のうちのほとんど（98 件中 92 件）は、乗船中の ROP オブザーバーにより適切に監視された。残りの 6 件は全て、魚の転載以外の活動に関する邂逅であった。
- 当該文書に対するメンバーからのコメントを求める根拠となる「メンバーによる非遵守の可能性を示唆する外部文書のレビュープロセス」について、日本は、当該プロセスに実際に対応した経験から、メンバーによる最初の回答までの現行の期限（20 日間）は極めて履行が困難であることを確認した。特に、外部文書が多数のケースに関する多様なデータを含む場合に困難となる。例えば、本年提出された文書には 1,438 件の疑わしい洋上転載及び疑わしい洋上転載後の寄港が含まれており、うち 279 件は日本の私企業が関与するものである。同時に複数の文書が提出された場合には対応がさらに困難になる。こうした実施上の困難性を踏まえ、現行の 20 日間の回答期限については将来的には再検討される必要がある。

109. インドネシアは、事前協議において、いかなる会合文書も、遵守委員会の全体会合での議論の前に関連する旗国により十分確認され、かつ倫理上の手続きを経るべきことを奨励すると述べた。

110. 事務局は、ロシアが「みなみまぐろ（SBT）漁業向け漁具を装備したロシア連邦はえ縄漁船」に言及する形でロシアが ICCAT に提出したロシアの熱帯まぐろ類に関する年次漁業／漁獲能力管理計画について述べた。事務局は、事務局からロシアに対して本件の明確化のための書簡を送付することを勧告した。会合は、事務局による勧告に合意した。

議題項目 6. CCSBT の計画、政策及び取決め：レビュー、改正及び中間報告

6.1. 遵守行動計画（CAP）：リスクのレビュー及び2021年から2025年までのCAPにかかる検討

111. 事務局は、遵守リスクのレビュー及び2021－2025年の遵守行動計画案の検討に関する文書CCSBT-CC/2010/12を提出した。本文書は、メンバーとの休会期間中の議論を通じて作成され、また事前協議プロセスを通じてさらにアップデートされた。
112. 本文書では、
- 休会期間中の連絡グループのプロセス中に実施されたステップの概要を示した。
 - 2021年から2025年までのCAP案を提示した。
 - 既存の遵守リスクを緩和又はより良く定量化するために何が実施されたかに関するアップデートを提示した。
113. 事務局は、事前協議プロセスにおいてCAP案に対するいくつかの追加修正提案が行われたので、会合では事務局文書に添付されたバージョンではなくさらに修正されたCAP案を検討することを述べた。
114. 会合は、特定されている遵守リスク一覧及びこれの導入テキストに対する改正案を含む別紙Aを最初に検討した。以下を含む様々なポイントが検討された。
- あるメンバーは、遵守リスクに序列を付けることは重要であり、行動計画を策定するプロセスをより構造化することに資するものとするとの見解であったが、もう一つのメンバーは、非常に時間がかかる議論を招くのでそういった対応の必要性を見いださなかった。
 - 遵守リスク一覧は、CAPに含まれる行動事項を策定するための指針となるべきである。
115. 会合は、改正遵守リスク一覧に合意しなかったため、CC15では将来のプロジェクト行動事項及び維持管理行動事項について検討しないことを決定した。
116. 会合は、ECに対して以下を勧告することに合意した。
- 現行のCAPをCC16まで保持することとし、現行のCAPにおける関連事項をCC16までに実施すること
 - CAPの改定については休会期間中にさらに検討するのではなく、次の適切な対面会合において検討すべきこと。

6.2. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

117. 事務局は、CCSBT とその他機関との遵守関係に関する文書CCSBT-CC/2010/13を提出した。本文書では、国際監視・管理・取締りネットワーク、まぐろ遵守ネットワーク（TCN）、関連する地域漁業機関／地域漁業管理機関との遵守関係、またインターポール、ピュー慈善基金、グローバル・フィッシング・ウォッチ（GFW）及び国際水産物持続財団との関係に関するアップデートを提示した。重要な点は以下のとおりである。

- TCN イニシアティブは、全まぐろ類 RFMO 及び多くの非まぐろ類 RFMO の遵守担当者間における非公式な IUU 船舶リスト更新通知システムをセットアップする予定である。これへの参加機関には CCSBT が相互掲載を行っている全ての機関が含まれる。この非公式プロセスは、最新の相互掲載リストにおけるリストから削除された船舶又は（他の RFMO のリストに）新規掲載された船舶が不注意から見落とされてしまうことのないよう、また迅速かつ適切に対応されるよう確保することに資するものである。
 - CCSBT と IOTC の間の転載に関する基本合意書（従前の MoU に替わるもの）への署名。
118. 事務局は、WCPFC との洋上転載に関する協力覚書（MoC）の早急な運用開始に向けた作業を進めるよう奨励された。
119. 会合は、事務局の作業に感謝するとともに文書に留意した。

議題項目 7. オンラインによるデータ提出／データアクセスプロジェクト及び試行的 eCDS の開発状況

120. 事務局は、CCSBT のオンラインデータ提出／アクセスシステム及び試行的 eCDS に関する進捗状況をアップデートした文書 CCSBT-CC/2010/14 を提出した。
121. オンラインによるデータ提出／データアクセスプロジェクトにおける月別漁獲報告及び権限を付与された確認者に関する機能については、現在メンバーによる評価作業が実施されているところである。2020 年における残りの作業としては、許可船舶の一括アップロード機能及び自動リマインダーツールがあり、メンバーによる試行の前に事務局がこれを評価する予定である。2021 年に予定されている予算では、メンバーが「ライブ」で使用するための環境を整備するためのシステム展開にかかる費用、及び必要に応じたメンテナンスとバグ修正にかかる費用をカバーすることとなっている。
122. 試行的 eCDS プロジェクトは良く進捗しており、ほとんどのオンライン CDS 様式は事務局によるテストに向けた準備が整う予定である。今日まで、最大 150,000 ドルの予算のうち 44,550 ドルが支出されている。次のステップは、様式の確認／証明、データの品質チェックのための詳細なルール、及びユーザーのアクセスに関するルールの作成である。事務局はこの作業に対してメンバーからのいくらかのインプットを必要としており、この作業にかかるガイダンスを提示するためのオンライン作業グループを形成することを勧告した。さらに事務局は、現行バージョンの eCDS に関する議論及びデモンストレーションをどのような形でいつ実施するかにかかるメンバーからの指示を求めた。
123. 質問に対し、事務局は以下を述べた。

- オンラインデータアクセスツールプロジェクトの製品版の展開は、2021年半ばとなる可能性が高い。
 - eCDS 開発のうち一部のエレメントについては継続が可能だが、事務局としてはメンバーからのインプットを要する。
 - eCDS とメンバーの国内システムとの統合は可能だが、試行的 eCDS の完成後に別のプロジェクトとして実施する必要がある。
124. 一部のメンバーは、試行的オンラインデータアクセスツールのソフトウェアの構造及び機能は良好であると述べるとともに、引き続きこれの評価作業を行い、また事務局に対してフィードバックを行う予定である。
125. 会合は、EC に対して以下を勧告した。
- 試行的 eCDS の開発を継続すべきである。
 - 試行的 eCDS の開発について事務局への指示を行うためのオンライン作業グループを形成すべきである。
126. eCDS は試行的なものであり、これを本格的に進める前に 2 つの根本的な課題、すなわち権限を付与された確認者の中立性及び標識様式を添付する必要があるのかどうかを解決する必要があることが留意された。
127. 日本は、作業グループの形成は将来的な eCDS の導入を予断するものではないと述べた。

議題項目 8. 海鳥措置の実施強化のための提案

128. バードライフ・インターナショナル（バードライフ）は、CCSBT 漁業における生態学的関連種（海鳥）措置に関する教育及び実施の強化に関するプロジェクト提案にかかる 2019 年の文書（CCSBT-CC/1910/15 (Rev.1)）をアップデートした 2 つの文書を発表した。本提案は、2019 年 10 月の CC 会合で発表された後に、メンバーとの協議を経てさらに策定されたものである。また本提案は、メンバーの GEF 資金の受給資格に応じて、同じ活動ながらも資金の流れが異なる 2 つの提案として分割された。本プロジェクトには、業界に対する教育及びアウトリーチ、モニタリング強化のためのキャパシティ・ビルディング、行政官が船ごとの混獲緩和措置の使用状況を自動的にモニタリングできるようにするための自動システムにかかる技術革新、及び全世界の海鳥混獲数の推定値のアップデートが含まれる。
129. 会合中、一部のメンバーから本提案に対する微修正が提案された。バードライフは、これらの修正を改訂文書 CCSBT-CC/2010/15 (Rev.2) 及び 16 (Rev.2) に反映した。
130. 会合は、ERS 海鳥措置の教育及び実施強化に関するプロジェクト提案を承認した。
131. プロジェクトの活動をさらに精緻化し、プロジェクトの予算案を作成するとともに 2021 年末又は 2020 年初頭からのプロジェクト開始に向けた

準備を行うため、休会期間中の海鳥連絡グループが引き続き作業を行うことが合意された。

議題項目 9. 2021年の作業計画

132. CCは、2021年の作業計画を以下のとおり策定した。毎年の継続的な作業に関しては、2021年に新規に開始されるものでない限りはここには記載されていない。

	大凡の時期	リソース
2021年にインドネシアが漁獲量をTACの上限内に収めるための計画を提出する。	EC 27に 対して	インドネシア
7日間の通知要件をCC/EC年次報告書での1年ごとの報告要件に変更するためのCDS決議（パラグラフ1.9）の改正に関する提案を作成する。	CC 16まで	事務局
EUのQAR報告書を最終化及び回章する。	可能な限り速やかに	コンサルタント/ 事務局/EU
文書CCSBT-CC/2010/04で船舶許可、CDS及び港内検査報告書に関する非遵守の問題が指摘されたメンバーは、それぞれの国別報告書の中で、非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況を報告する。	CC 16まで	関連するメンバー
積み残しとなっている遵守行動計画のプロジェクト行動事項を実施するとともに、維持管理行動事項を継続する。	CC 16まで	メンバー/事務局
WCPFCとの転載MoCの運用開始に向けて、WCPFCとの作業を継続する。	可能な限り速やかに	事務局
文書CCSBT-CC/1910/10の4ページで報告された貿易データの不調和について調査する。（2020年作業計画から持ち越し）	CC 16まで	南アフリカ
インドネシアは、COMTRADEとCDSデータとの間の不調和に関する同国のさらなる調査結果を提出する。	CC 16まで	インドネシア
EU及びインドネシアは、事務局に対し、それぞれの国内データベースから利用可能な最善の年間貿易データサマリー（生鮮/冷凍SBTの輸出/輸入量のトン数。2018、2019及び2020年）を提供する。	CC 16まで	EU/インドネシア

	大凡の時期	リソース
ロシア連邦に対し、同国から ICCAT に対する SBT の漁獲を意図した通知に関する明確化を求めるための書簡を送付する。	可能な限り速やかに	事務局
CC 16 へのオブザーバーとして米国、シンガポール、中国、モーリシャス及びナミビアに参加を招請する。	CC 16 まで	事務局
EC 27 によるさらなる検討を条件に、日本以外の SBT の市場に関する検討を議題項目とする。	CC16 / EC28	メンバー
オーストラリアがリードする休会期間中の連絡調整グループは、より正式化された遵守評価プロセスの必要性に関する検討を継続する。	CC 16 まで	オーストラリア / その他のメンバー / 事務局
資金獲得に向けたプロジェクト提案の策定を支援するため、休会期間中の海鳥連絡調整グループを継続する。	CC 16 まで	メンバー、事務局、バードライフ
事務局は、オンライン作業グループを通じたメンバーからの協力及びフィードバックを得て、eCDS の開発作業を継続する。	CC 16 まで	事務局 / メンバー
2021 年に予定されているオンラインデータ提出 / アクセスに関する作業に取り組む。	CC 16 まで	事務局 / メンバー
帰属 SBT 漁獲量の適用にあたって食害を受けた魚はどのように扱われるべきかについて検討するための休会期間中の連絡調整グループを招集する。	EC 28 まで	ニュージーランド / メンバー
市場調査提案及び標識装着の改善（ただし本プロジェクトに対する EC の承認が条件）、遵守リスク（CAP）及び eCDS について検討するための TCWG 会合に向けた準備を行う。	CC 16 まで	メンバー / 事務局
南アフリカに対し、同国の CDS 上の問題の解決を支援するために必要なサポートを行う。	CC 16 まで	オーストラリア及びニュージーランド

議題項目 10. その他の事項

133. CC は、2021 年の CC 会合の直前に遵守専門作業部会（TCWG）を開催するよう勧告することに合意した。TCWG 会合では、改定遵守行動計画、eCDS 及び日本の市場解析提案に基づく CDS 標識の装着方法の改善について検討することが勧告された。TCWG は、物理的な会合をバーチ

ャル会合により補完することができる。バーチャル会合のタイミングについては未定である。

134. 会合は、追加のバーチャル会合が必要となった場合のプロセスを精緻化するために事前協議プロセスを修正することができるかどうかについて検討するには十分な時間がなかった。メンバーは、休会期間中に本件にかかる提案を行うことに合意した。

議題項目 11. 拡大委員会に対する勧告

勧告

135. 遵守委員会は、拡大委員会に対して以下を勧告した。

- インドネシアが、同国の総漁獲利用可能量を遵守していない状況を検討すること。同国は、2019年と2020年の両年で大幅な過剰漁獲を行っており、2020年10月10日時点で、2019年と2020年を合わせた過剰漁獲量は232.76トンとなっている。インドネシアは、この過剰漁獲に対応するために同国の漁獲能力を削減する意思はなく、また是正措置政策に規定された返済メカニズムを適用するつもりもないと述べている。インドネシアは、現時点で2020年のSBT漁獲量は1,600トンから1,800トンの間になると見込んでおり、したがって2019年と2020年を合わせて約950トンのSBTを過剰に漁獲する結果となる可能性がある」と述べている。
- インドネシアの過剰漁獲に関して、会合はECに対し、以下のCCにおける議論について検討するよう述べた。
 - インドネシアは、2019年及び2020年におけるTACの同国に対する国別配分量を遵守することについて、これを遵守していない。
 - ECは、インドネシアによる過剰漁獲分の返済スケジュールの決定にあたっては柔軟であるべきである（インドネシアは、将来的に全世界TACが増加した後に同国の過剰漁獲分を徐々に返済していく用意があると述べている）。
 - インドネシアにおける現行の管理措置は、自国の漁獲量を管理するという点において改善を要する。
 - インドネシアは、CCSBT 27に対し、2021年の漁獲量を同国に対するTACの国別配分量の範囲内に収めることを確保するための計画を提出することに合意した。
- 遵守委員会の2021年作業計画案を承認すること
- ECとして、現行の遵守行動計画の1年間の延長に合意すること。拡大委員会による承認に向けて新計画を提出することを目指したが、2021-2025年を対象とする新たな5年間の計画（毎年のレビューを伴うもの）に関する作業を会議中に完了することができなかった。
- 必要に応じてTrygg Mat Trackingによるサービスにアクセスするための20,000ドルの臨時資金を継続すること。

- CC/EC に対する年次報告書の修正テンプレートを採択すること。
- 極めて特殊な状況に対する行動原則及び行動の種類に関するガイドラインを採択すること。
- 2021 年の CC 16 会合の前に遵守専門作業部会会合を招集すること。日本の市場調査提案に基づく標識装着の改善、新たな遵守行動計画、及び未解決の eCDS に関する問題を含む多くの検討事項が特定された。
- 米国、シンガポール、中国、モーリシャス及びナミビアに対して、将来の遵守委員会会合への参加を招請すること。
- 事務局からロシア連邦に対し、「みなみまぐろ (SBT) を漁獲する装備を有するロシア連邦はえ縄漁船」に言及している、ロシアが ICCAT に提出したロシアの熱帯まぐろ類に関する年次漁業／漁獲能力管理計画についての明確化を求める書簡を送付すること。
- 試行的 eCDS の開発を継続するとともに、試行的 eCDS の開発中に事務局に対するガイダンスを提示するためのオンライン作業グループを形成すること。

留意事項

136. 遵守委員会は、拡大委員会に対して以下に留意するよう提案した。

- EU に対する QAR は最終化されておらず、したがって CC による検討が行われなかったが、完了は間近であり次回会合において検討される予定である。
- インドネシアは、EC 27 に対し、2021 年の同国に対する TAC 国別配分量をどのように遵守するのかに関する計画を提出することに合意した。
- メンバーによる多数の非遵守の問題があったが、それらは軽微であると考えられる性質のものであり、CC としては是正措置政策の適用を要するものではしなかったこと。これらの問題には、漁船許可の通知の遅れ及び遡及許可、引き続き CDS 文書の不提出にかかる軽微な問題、及び港内検査報告書の提出の大幅な遅れが含まれる。CC はメンバーに対し、まだ報告されていない事項についてはこれらの問題をどのように是正したのかを次回会合に報告するよう要請した。
- オーストラリアが招集した休会期間中の作業グループは、より正式化された遵守評価プロセスについて引き続き検討し、CC 16 に対して報告すること。
- 提案を精緻化するとともに外部資金を確保するための作業が継続することに留意しつつ、生態学的関連種（海鳥）措置に関する教育及び実施を強化するためのバードライフ・インターナショナルと CCSBT の共同提案を CC が承認したこと。
- 転載に関してピュー慈善基金及びグローバル・フィッシング・ウォッチが遵守委員会に対して提出した文書。

- オンラインデータ提出／データアクセスプロジェクト及び試行的 eCDS プロジェクトの進捗状況。いずれも予定通りかつ予算内で進捗されており、また予定に沿って 2021 年も作業が継続される。
- ニュージーランドが、帰属 SBT 漁獲量の適用にあたって漁獲物に対する食害をどのように取り扱うのかについてメンバーが検討できるようにするための休会期間中の作業グループを招集し、2021 年の委員会に報告する予定であること。
- 南アフリカは、事前協議文書における質問に全く回答しなかったこと、及び CC での議論の大部分に参加しなかったこと。同国による非遵守問題を含む継続的な CDS 上の問題点については、オーストラリアが南アフリカに対する支援を申し出ており、これについて 2021 年に報告する予定であること。ニュージーランドも支援を申し出ている。

議題項目 12. まとめ

12.1. 会合報告書の採択

137. 報告書が採択された。

12.2. 閉会

138. 会合は、2020 年 10 月 10 日午後 8 時 56 分（キャンベラ時間）に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. 極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドライン
5. 遵守委員会及び拡大委員会に提出する次報告書のテンプレート

参加者リスト
第15回遵守委員会会合

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR							
Frank	MEERE	Mr		AUSTRALIA			fmeere@aapt.net.au
EXTENDED COMMISSION CHAIR							
Ichiro	NOMURA	Dr		JAPAN			inomura75@gmail.com
MEMBERS							
AUSTRALIA							
George	Day	Mr	A/g Assistant Secretary	Department of Agriculture, Water and the Environment	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 62716 466	george.day@awe.gov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Manager SBT Fishery	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5338	Matthew.daniel@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture, Water and the Environment	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306	neil.hughes@awe.gov.au
Anne	SHEPHERD	Ms	Manager Licencing and Data Services	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5361	Anne.Shepherd@afma.gov.au
Alice	MORAN	Ms	Assistant Director	Department of Agriculture, Water and the Environment	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 3715	alice.moran@awe.gov.au
Tristan	DEWICK	Mr	Policy Officer	Department of Agriculture, Water and the Environment	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6349	Tristan.dewick@awe.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd	PO Box 416, Fullerton, SA, 5063, Australia	61 419 840 299	austuna@bigpond.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA. 6160	61 (0) 8 9335 5499		terryromaro@aol.com
Andrew	Wilkinson	Mr	General Manager	Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln, SA. 5606	61 (0) 8 8682 2266		andrew@tonystuna.com.au
Marcus	STEHR	Mr	Managing Director	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln SA 5606	61 41780 6883		marcus@stehrgroup.net
Kylie	PETHERICK	Ms	Chief Financial Officer	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln SA 5606	61 40016 0465		kylie@stehrgroup.net
Nicola	SONDERMEYER	Ms	Researcher	Atlantis Fisheries Group	10 Warleigh Grove, Brighton VIC 3186	61 439 311 362		nicola@atlantisfcg.com
Marcus	TURNER	Mr	Manager	Sarin group	PO Box 1073, Port Lincoln SA 5606	61 45533 1904		marcus@saringroup.com.au
Lukina	LUKIN	Ms	Managing Director	Tuna Farmers Pty Ltd	PO Box 2013, Port Lincoln, SA 5606	61 40022 1996		lukina@dinkotuna.com
Anthony	CICONTE	Mr	Director	Pescatore di Mare	10 Warleigh Grove, Brighton VIC 3186	61 43868 4999		anthony@atlantisfcg.com
EUROPEAN UNION								
Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.eu

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
FISHING ENTITY OF TAIWAN								
Tien-Hsiang	TSAI	Mr.	Senior Technical Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 900	886 2 23327 395	ted@ms1.fa.gov.tw
Ming-Hui	HISH	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 872	886 2 23327 396	minghui@ms1.fa.gov.tw
Tsung-Yueh	TANG	Mr.	Secretary	Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China	3F., No. 14, Wenzhou Street, Taipei, Taiwan (R.O.C)	886 2 23680 889	886 2 23686 418	tangty@ofdc.org.tw
Huang-Chih	CHIANG	Dr.	Professor	National Taiwan University, Taiwan	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan (R.O.C.)	886 2 33668 900	886 2 33668 904	hcchiang@ntu.edu.tw
Po-Hsiang	LIAO	Mr.	Project Assistant	National Taiwan University, Taiwan	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan (R.O.C.)	886 2 33668 900	886 2 33668 904	R05A21091@ntu.edu.tw
Zhi-Kai	WANG	Mr.	Secretary	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 891	886 2 23327 396	zhikai0420@ms1.fa.gov.tw

INDONESIA

Trian	YUNANDA	Mr	Director of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	tryand_fish@yahoo.com
Putuh	SUADELA	Mrs	Deputy Director for Fish Resources Management in IEEZ and High Seas, Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	putuhsuadela@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Riana	HANDAYANI	Mrs	Head of Section for Fish Resources Governance in IEEZ and High Seas, Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	daya139@yahoo.co.id
Zulkarnaen	FAHMI	Mr	Head of Research Institute for Tuna Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Mertasari No. 140, Br. Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar Selatan, Denpasar 80223	62 361 72620	62 361 72620	fahmi.p4ksi@gmail.com
Syahril Abd	RAUP	Mr	Deputy Director for Fish Resources Management Monitoring and Analysis, Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	chaliarrauf@yahoo.com
Muhammad	ANAS	Mr	Head of Sub Division for Data, Secretariat of Directorate General Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	mykalambe@yahoo.com
Satya	MARDI	Mr	Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	satyamardi18@gmail.com
Saut P.	HUTAGALUNG	Mr	Senior Fisheries Inspector of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	saut.p.hutagalung@gmail.com
Reza Shah	PAHLEVI	Mr	Senior Fisheries Inspector of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	pahlevi.reza.nrmp@gmail.com

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Muhammad	RIDWAN	Mr Senior Controllers of Fish Pest and Disease of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	muhammadridwan05343@gm ail.com
Asep Dadang	KOSWARA	Mr Head of Legal, Cooperation and Public Relations Division of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	ad_koswara@yahoo.co.id
Mochamad Aji	PURBAYU	Mr Head of Cooperation Sub Division of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	kerjasamabkipm@gmail.com
Aris	SASONO	Mr Head of Sub Division for Product Certification of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sasonofish@gmail.com
Handito Aji	PRASTYO	Mr Junior Fisheries Inspector of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	hand.cito@gmail.com
Sitti	HAMDIYAH	Mrs Head of Division of Regional and Multilateral Cooperation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sh_diyah@yahoo.com
Hendri	KURNIAWAN	Mr Head of Subdivision of Regional Cooperation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	hendrikur16@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Alza	RENDIAN	Mr	Regional Cooperation Analyst	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	alzarendian@gmail.com
Yayan	HERNURYADIN	Mr	Marine and Fisheries Analyst, Directorate of Fish Resources Managemet	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	yhernuryadin@gmail.com
Rennisca	DAMANTI	Mrs	Head of for Statistical Data Division	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	rennisca@kkp.go.id
Susiyanti	SUSIYANTI	Mrs	Head of Sub Division of Data Processing and Statistics	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	susiyantidjpt@kkp.go.id
Rikrik	RAHARDIAN	Mr	Head of Sub Division of Statistics Data	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	rikrik.rahadian@kkp.go.id
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Chair II	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739	62 361 72509	atli.bali@gmail.com
Ivan Hans	JORGIH	Mr	Head of the Domestic and Foreign Trade Sector	Indonesian Longline Tuna Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benos, Denpasar, Bali, Indonesia	62 811 386	289	jorgih@indo.net.id
Hitler	SUMAH	Mr	Fisheries Inspector of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Pelabuhan No. 1 Pengambangan, Kec. Negara, Kab. Jembrana, Bali, Indonesia	62 853 3744	1820	hitler.sumah1@gmail.com
Andi	MANNOJENGI	Mr	Head of Pengambengan Fishing Port	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Pelabuhan No. 1 Pengambangan, Kec. Negara, Kab. Jembrana, Bali, Indonesia	62 365 42968	62 365 42968	luhputuari.widiani@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Nilanto	PERBOWO	Mr	Senior Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur, No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	perbowon@kkp.go.id
Bram	SETYADJI	Mr	Scientist	Research Institute for Tuna Fisheries - Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Mertasari No. 140, Br Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar, Bali 80224, Indonesia	62 361 72620	62 361 84974	bram.setyadji@gmail.com
JAPAN								
Yuki	MORITA	Mr	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo 100-8907, Japan	81-3-3591-1086	81-3-3504-2649	yuki_morita470@maff.go.jp
Takeshi	MIWA	Mr	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81-3-6744-2364	81-3-3504-2649	takeshi_miwa090@maff.go.jp
Mako	IIOKA	Ms.	Assistant Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81-3-3591-1086	81-3-3504-2649	mako_iioaka540@maff.go.jp
Takatsugu	KUDOH	Mr	Officer	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81-3-6744-2364	81-3-3504-2649	takatsugu_kudo250@maff.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Chief Scientist	Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency	5-7-1 Orido, Shimizu, Shizuoka 424-8633, Japan	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Kotaro	NISHIDA	Mr.	Advisor	National Ocean Tuna Fishery Association	1-1-12 Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 〒101-0047	81-3-3294-9633	81-3-3294-9607	k-nishida@zengyoren.jf-net.ne.jp
Michio	SHIMIZU	Mr.	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	1-1-12 Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 〒101-0047	81-3-3294-9633	81-3-3294-9607	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr.	special adviser to the president	Japan Tuna Fisheries Cooperative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	katsuyama@japantuna.or.jp
Hiroyuki	YOSHIDA	Mr.	Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Cooperative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	yoshida@japantuna.or.jp
Nozomu	MIURA	Mr.	Assistant Director	Japan Tuna Fisheries Cooperative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	miura@japantuna.or.jp
Hiroyuki	IZUMI	Mr.	chief manager	Japan Tuna Fisheries Cooperative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	izumi@japantuna.or.jp
Daisaku	NAGAI	Mr.	Assistant Chief	Japan Tuna Fisheries Cooperative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	nagai@japantuna.or.jp
Yuji	UOZUMI	Dr	Advisor	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2 Chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034, Japan	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	uozumi@japantuna.or.jp

NEW ZEALAND

Dominic	VALLIÈRES	Mr	Highly Migratory Species Manager	Fisheries New Zealand	Charles Fergusson Building, 32 Bowen Steet, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 4 819 4654		dominic.vallieres@mpi.govt.nz
Arthur	HORE	Mr	Manager, Offshore Fisheries	Fisheries New Zealand	Auckland MPI Centre, 17 Maurice Wilson Avenue, PO Box 53030, Auckland 2022, New Zealand	64 9 820 7686		arthur.hore@mpi.govt.nz
Jo	LAMBIE	Ms	Senior Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	Charles Fergusson Building, 32 Bowen Steet, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 4 894 0131		jo.lambie@mpi.govt.nz
Hilary	AYRTON	Ms	Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	Charles Fergusson Building, 32 Bowen Steet, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 4 831 3058		Hilary.Ayrton@mpi.govt.nz

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Clifford	BAIRD	Mr	Compliance Adviser	Ministry for Primary Industries	Charles Fergusson Building, 32 Bowen Street, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 4 831 3435		Clifford.baird@mpi.govt.nz
Richard	MARTIN	Mr	Compliance Adviser	Ministry for Primary Industries	Charles Fergusson Building, 32 Bowen Street, PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	66 4 819 4210		Richard.Martin@mpi.govt.nz
Sarah	RENOUF	Ms	Senior Legal Adviser	New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18901 Wellington 6160, New Zealand	64 4 439 8070		Sarah.renouf@mfat.govt.nz
Te Aomihia	WALKER	Ms	Policy Analyst	Te Ohu Kaimoana	Te Ohu Kaimoana, PO Box 3277, Level 4, Woolstore Professional Centre, 158 The Terrace, Wellington, New Zealand	64 27 70062 32		TeAomihia.Walker@teohu.mori.nz

REPUBLIC OF KOREA

Jung-re, Riley	KIM	Ms	Policy Officer/Lead Negotiator	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong City	82 44 200 5398	82 44 200 5349	riley1126@korea.kr
Min-ju	JANG	Ms	Assistant Director	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong City	82 44 200 5347	82 44 200 5349	minju122122@korea.kr
Il-kang	NA	Mr	International Cooperation Specialist	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong City	82 44 200 5377	82 44 200 5349	ikna@korea.kr
Sung Il	LEE	Dr	Scientist	National Institute of Fisheries Science	216, Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, 46083	82 51 720 2330	82 51 720 2337	k.sungillee@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Jung hyun	LIM	Dr	Scientist	National Institute of Fisheries Science	216, Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, 46083	82 51 720 2331	82 51 720 2337	jhlim1@korea.kr
Jae geol	YANG	Mr	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	S-Building 6th floor, 253, Hannuri-daero, Sejong, Korea	82 44 868 7364	82 44 868 7840	jg718@kofci.org
Sun kyoung	KIM	Ms	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	S-Building 6th floor, 253, Hannuri-daero, Sejong, Korea	82 44 868 7833	82 44 868 7840	sk.kim@kofci.org
Jin seok	PARK	Mr	Deputy General manager	Sajo Industries co.,ltd	107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, KOREA	82 2 3277 1651	82 2 365 6079	goodtime9@sajo.co.kr
Seung hyun	CHOO	Mr	Manager	Sajo Industries co.,ltd	107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, KOREA	82 2 3277 1655	82 2 365 6079	shc1980@sajo.co.kr
Deok lim	KIM	Mr	Assistant Manager	Sajo Industries co.,ltd	107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, KOREA	82 2 3277 1652	82 2 365 6079	liam@sajo.co.kr
Chan won	JO	Mr	Senior Staff	Sajo Industries co.,ltd	107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, KOREA	82 2 3277 1656	82 2 365 6079	cwjo@sajo.co.kr
Jung hoon	HWANG	Mr	Manager	Dong Won Fisheries Co., Ltd.	685, Eulsukdo-daero, Saha-gu, Busan, Korea	82 10 6680 2871	82 51 207 2715	jhh@dwsusan.com
Sung jun	KANG	Mr	Staff	Dong Won Fisheries Co., Ltd.	685, Eulsukdo-daero, Saha-gu, Busan, Korea	82 10 3116 0704	82 51 207 2715	dwsjk@dwsusan.com
Ho jeong	JIN	Mr	Deputy General manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th Fl. Samho Center Bldg."A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1613	82 2 589 1630	jackiejin@kosfa.org
Bong jun	CHOI	Mr	Assistant manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th Fl. Samho Center Bldg."A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1614	82 2 589 1630	bj@kosfa.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Sang jin	BAEK	Mr	Staff	Korea Overseas Fisheries Association	6th Fl. Samho Center Bldg."A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1615	82 2 589 1630	sjbaek@kosfa.org
Seek	YOO	Mr	Assistant Director	Fisheries Monitoring Center, Ministry of Oceans and Fisheries	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea	82 51 410 1410	82 51 410 1409	fmc2014@korea.kr
Seunghyun	KIM	Mr	Assistant Director	Fisheries Monitoring Center, Ministry of Oceans and Fisheries	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea	82 51 410 1421	82 51 410 1409	whizksh@korea.kr
Suyeon	KIM	Ms	Advisor	Fisheries Monitoring Center, Ministry of Oceans and Fisheries	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea	82 51 410 1423	82 51 410 1409	shararak@korea.kr

SOUTH AFRICA

Saasa	PHEEHA	Mr	Acting Chief Director: Marine Resources Management	Department of Environment, Forestry and Fisheries	Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa	27 21 402 3574		SaasaP@daff.gov.za
Amanda	DE WET	Ms		Department of Environment, Forestry and Fisheries	Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000			amandaw@daff.gov.za
Buyekezwa	POLO	Ms		Department of Environment, Forestry & Fisheries	Foretrust Building, Martin Hammerschlag Way, Foreshore, Cape Town, 8000			BuyekezwaP@daff.gov.za

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
OBSERVERS								
THE UNITED STATES OF AMERICA								
Melanie	KING	Ms	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/IA), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
SINGAPORE								
Lai Kim	TAN-LOW	Mrs	Senior Specialist	Regulatory Policy Department, Food Regulatory Management Division	52 Jurong Gateway Road, JEM Office Tower, #14-01, Singapore 608550	65 6805 2788		TAN-LOW_Lai_Kim@sfa.gov.sg
Ivan	TAN	Mr	Deputy Directory	Ops Planning & Contingency Department, Joint Operations Division	52 Jurong Gateway Road, JEM Office Tower, #14-01, Singapore 608550	65 6805 2866		Ivan_TAN@sfa.gov.sg
Kihua	TEH	Mr	Team Lead	SFA Southwest Regional Office	52 Jurong Gateway Road, JEM Office Tower, #14-01, Singapore 608550	65 6265 5052		TEH_Kihua@sfa.gov.sg
Felicia	LOH	Ms	Manager	Regulatory Policy Department, Food Regulatory Management Division	52 Jurong Gateway Road, JEM Office Tower, #14-01, Singapore 608550	65 6805 2892		Felicia_LOH@sfa.gov.sg
AGREEMENT ON THE CONSERVATION OF ALBATROSSES AND PETRELS								
Anton	WOLFAARDT	Dr	Representative	Agreement on the Conservation of Albatrosses and Petrels (ACAP)	ACAP Secretariat, 119 Macquarie St, Hobart, TAS 7000, Australia	27 71622 9678		acwolfaardt@gmail.com
BIRDLIFE INTERNATIONAL								
Stephanie	PRINCE	Mrs	High Seas Programme Manager	BirdLife International	RSPB The Lodge, Sandy, Bedfordshire, UK			stephanie.prince@rspb.org.uk
Stephanie	BORRELLE	Dr.	Marine & Pacific Regional Coordinator	BirdLife International	75 Domain Crescent, Muriwai, New Zealand 0881	64 21 13625 31		stephanie.borrelle@birdlife.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Yasuko	SUZUKI	Dr.	Marine Programme Officer	BirdLife International	Japan, 〒131-0014 Tokyo, Chuo City, Nihonbashikakigachō, 1 Chome-13-1			yasuko.suzuki@birdlife.org
Alan	MUNRO	Mr	Marine Programme Policy Officer	BirdLife International	RSPB The Lodge, Sandy, Bedfordshire, UK			alan.munro@rspb.org.uk
HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL								
Alexia	WELLBELOVE	Ms	Senior Campaign Manager	Humane Society International	PO Box 439 Avalon NSW 2107 Australia	61 2 9973 1728		alexia@hsi.org.au
Nigel	BROTHERS	Mr	Seabird consultant	Humane Society International	PO Box 439 Avalon NSW 2107 Australia	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	brothersbone1@gmail.com
PEW CHARITABLE TRUSTS								
Glen	HOLMES	Dr	Officer, International Fisheries	The Pew Charitable Trusts	241 Adelaide St, Brisbane, Qld 4000, Australia	61 419 79153 2		gholmes@pewtrusts.org
Alyson	KAUFFMAN	Ms	Senior Associate, International Fisheries	The Pew Charitable Trusts	901 E Street, N.W., Washington, DC 20004 USA	1 202 54067 56		akauffman@pewtrusts.org
TRAFFIC								
Glenn	SANT	Mr	Senior Advisor, Fisheries Trade and Traceability	TRAFFIC	c/o: University of Wollongong, NSW 2522, Australia	61 41841 6030		glenn.sant@traffic.org
Markus	BURGENER	Mr	Programme Coordinator	TRAFFIC	CBC Building, Kirstenobosch Gardens, Rhodes Drive, Cape Town, South Africa	27 21 799 8673		markus.burgener@traffic.org
Simone	LOUW	Ms	Project Support Officer	TRAFFIC	CBC Building, Kirstenobosch Gardens, Rhodes Drive, Cape Town, South Africa	27 79 689 8105		simone.louw@traffic.org
WWF								
Marcel	KROESE	Mr	Global Tuna Lead	WWF	Cape Town, South Africa	27 82 55768 79		mkroese@wwf.org.za

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INTERPRETERS								
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						
CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282	61 2 6282	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager			8396	8407	CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

議題
第 15 回遵守委員会会合
2020 年 10 月 8－10 日
オンライン

1. 開会
 - 1.1 開会の辞
 - 1.2 議題の採択
 - 1.3 会議運営上の説明

2. **CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要**
 - 2.1 事務局からの報告
 - 2.2 メンバーからの年次報告
 - 2.3 COVID-19 に関連する問題の検討
 - 2.3.1 メンバーによって取られた措置
 - 2.3.2 例外的状況に関する原則及び取られる行動の種類に関するガイドライン
 - 2.4 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価
 - 2.4.1 メンバーの遵守状況
 - 2.4.2 是正措置政策の適用

3. **CC 14 による 2020 年作業計画の進捗状況のレビュー**

4. **CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート**

5. **CCSBT 遵守計画の実施状況**
 - 5.1 公式化された遵守評価プロセス案
 - 5.2 常設議題項目

6. **CCSBT の計画、政策及び取決め：レビュー、改正及び中間報告**
 - 6.1 遵守行動計画（CAP）：リスクのレビュー及び 2021 年から 2025 年までの CAP にかかる検討
 - 6.2 CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

7. **オンラインによるデータ提出／データアクセスプロジェクト及び試行的 eCDS の開発状況**

8. **海鳥措置の実施強化のための提案**

9. **2021 年の作業計画**

10. **その他の事項**

11. **拡大委員会に対する勧告**

12. まとめ

12.1. 会合報告書の採択

12.2. 閉会

文書リスト
第 15 回遵守委員会会合

(CCSBT-CC/2010/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures
(CC agenda item 2.1)
5. (Secretariat) Annual Report on Members' implementation of ERS measures and performance with respect to ERS (Rev.2)
(CC agenda item 2.1)
- ~~6. (CCSBT) Quality Assurance Review On behalf of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna. Member Report: EU
(CC agenda item 2.2)~~
7. (Secretariat) Guideline on principles for action and steps to be taken in relation to extraordinary circumstances
(CC agenda item 2.3.2)
8. (Secretariat) Progress Report on 2020 Compliance Committee WorkPlan Items (Rev.1)
(CC agenda item 3)
9. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (Rev.1)
(CC agenda item 4)
10. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing & Non-Member Compliance Interactions
(CC agenda item 5.2)
11. (Secretariat) Proposed Revised Template for the Annual Report to Compliance Committee and Extended Commission
(CC agenda item 5.2)
12. (Secretariat) A Review of Compliance Risks and Consideration of a Draft Compliance Action Plan for 2021-2025
(CC agenda item 6.1)
13. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with Other Bodies and Organisations
(CC agenda item 6.2)

14. (Secretariat) Progress Update on the CCSBT's On-line Data Submission/ Access and Trial eCDS Projects
(CC agenda item 7)
15. (BirdLife International) Project proposal for enhancing education on and implementation of Ecologically Related Species seabird measures within CCSBT fisheries - for FAO Funding (Rev.2)
(CC agenda item 8)
16. (BirdLife International) Project proposal for enhancing education on and implementation of Ecologically Related Species seabird measures within CCSBT fisheries – for non-FAO funding (Rev.2)
(CC agenda item 8)
17. (Pew Charitable Trusts) A 2018 Comparative Analysis of AIS Data with Reported Transshipments in the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna Statistical Areas
(CC agenda item 5.2)
18. (Indonesia) In Respond to CCSBT-CC/1910/10 - 2020: Initial investigation of the data discrepancies market trade SBT Indonesia
(CC agenda item 5.2)

(CCSBT-CC/2010/SBT Fisheries -)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2)
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2)

(CCSBT-CC/2010/Rep)

1. Report of the Twenty-Fifth Meeting of the Scientific Committee (August/September 2020)
2. Report of the Twenty-Sixth Annual Meeting of the Commission (October 2019)
3. Report of the Fourteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2019)
4. Report of the Twenty-Fourth Meeting of the Scientific Committee (September 2019)
5. Report of The Thirteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (May 2019)
6. Report of the Twenty-Fifth Annual Meeting of the Commission (October 2018)
7. Report of the Thirteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2018)
8. Report of the Fifth Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (March 2018)
9. Report of the Twelfth Meeting of the Compliance Committee (October 2017)

極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置 に関するガイドライン

遵守政策ガイドライン5

(第27回委員会年次会合 (2020年10月12-16日において採択))

1. はじめに

この政策において、極めて特殊な状況とは、CCSBTのMCS措置及び／又は漁船の通常の運用を阻害するような、まれで事前に予測できない事態又は問題のことをいう。この遵守政策は、そうした極めて特殊な状況下における行動原則及び取られるべき措置に関するガイドラインを提供するものである。

この政策において、全ての委員会との文言には拡大委員会が含まれ、全てのメンバーとの文言には拡大委員会の協力的非加盟メンバー（CNM）が含まれる。

この政策は、委員会による既存の又は将来的な決定又は決議に対して何ら優先又は変更するものではない。これらのガイドラインと委員会による決定又は決議との間に不調和がある場合には、委員会による決定又は決議が優先される¹。

2. 政策の目的

この政策の目的は、実施可能な範囲において、極めて特殊な状況が委員会の保存管理措置を弱体化させることのないよう、及び全てのメンバーが極めて特殊な状況が発生した場合の委員会からの期待に対してどのように対応するかについて理解するよう確保することである。

取決めの変更といった遵守を達成するために実施可能な代替手段が存在する場合、又は遵守を確保するために利用可能な手段があったと合理的に想定される場合は、措置の非遵守を正当化するために極めて特殊な状況が利用されるべきではない。

¹ 例えば「CCSBT漁獲証明制度の実施に関する決議」パラグラフ1.7-1.9及び4.1.2-4.1.3では「特別な状況」について規定しており、「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」パラグラフ20では「不可抗力」について規定している。こうした場合、メンバーは委員会により採択された決定又は決議に従って行動すべきである。

3. 極めて特殊な状況における行動の指針となる原則

極めて特殊な状況が発生した場合に取られる代替的な行動の指針として、以下の原則を考慮すべきである。

- 以下のような場合は、非遵守に起因するリスク²を最小化するための行動を取るか、又は CCSBT 措置の適用除外規定に依存³すべきである。
 - 極めて特殊な状況が CCSBT 措置の通常の運用を阻害している場合
 - 極めて特殊な状況が以下のいずれかに対して影響を及ぼすことが想定される場合
 - 複数の事態⁴
 - 単一の事態であるが後でなければ行動を取ることができない事態⁵
- 極めて特殊な状況の結果として取られるべき行動は以下によるべきである。
 - 曖昧さを残さない形で表現する。
 - 非遵守又は措置の適用除外規定への依存³の結果として生じるリスクに相応の行動とし、また可能な限り、そうしたリスクを最小化するための是正措置を実施する。
 - その他の点では国際法と矛盾しない。
 - 既存の措置又はより広範な CCSBT の管理体制を無用に弱体化させない。また可能な限り、CCSBT 管理体制の機能を改善するための機会を提供するとともに、関連する CMM 義務を遵守するためにあらゆる努力を払う。
 - 可能な限り、経験している極めて特殊な状況の悪化を回避する性質の行動とする。
 - 極めて特殊な状況によってのみ正当化される一時的な措置とし、明確に終了の（又は見直しを行う）期日を定めるか、又は明確な終了条件を定める。

² 過剰漁獲につながるようなメンバー又は非メンバーによる SBT の IUU 漁業又は貿易など

³ この文脈での「適用除外規定への依存」とは措置の一部のみが実施されていることをいい、措置の一部実施とは極めて特殊な状況に対して許容される同措置の適用除外規定に従う形で発生したもの（複数の洋上転載に対するオブザーバーの配乗の阻害のように COVID-19 パンデミックにおいて発生した状況など）をいう。

⁴ 複数の洋上転載に対するオブザーバーの配乗の阻害のように COVID-19 パンデミックにおいて発生した状況など

⁵ 例えば、1 件の洋上転載にかかる極めて特殊な状況について、転載された SBT に対する港内検査を後日実施することで対応する場合などが考えられる。

4. 極めて特殊な状況が CCSBT 措置の完全な遵守又は全面的な実施を阻害する場合に取る措置

極めて特殊な状況が CCSBT 措置の完全な遵守を阻害する又は措置の適用除外規定への依存を要するような状況においては、メンバーにより以下のような措置が取られるべきである。

(1) 非遵守の場合

- 極めて特殊な状況の確認後、事務局長に対して可及的速やかにかつ 10 営業日以内にこれを通報する⁶とともに、別添 1 に従って当該情報及び取られる行動案を提出する。
- そうした行動には、セクション「3」に示した原則に従った行動を含むべきである。
- 極めて特殊な状況に関する通報を事務局長が回章してから 7 平日以内に行動案に対するメンバーからの反対がなかった場合、当該行動案は委員会により許可されたと見なされるものとする。
 - 当該行動案が委員会により許可されなかった場合、当該メンバーは、委員会会合が別の決定を行わない限り、該当する措置に関して引き続き非遵守であったものと見なされる。
- 各事例ごとにとられた行動の詳細と合わせて全ての措置の非遵守事例を記録する。
- 極めて特殊な状況及び／又は取られた措置に関して何らかの変更があった場合には、そうした変更の後、事務局長に対してこれを可能な限り速やかに通知する⁶。
- 次の遵守委員会年次会合又は 6 ヶ月以内のいずれか早い方において、別添 3 に規定された情報を含む報告書を提出する⁷。当該年を越えて継続する場合、メンバーは問題が解決されるまで 6 ヶ月ごとに報告を行うべきである。メンバーは、それよりも早く、かつ定期的に報告することができる。事務局は、当該情報を全メンバーと共有する。
- 遵守委員会は、提出された情報を検討し、特に極めて特殊な状況が継続している場合又は取られた行動が適切でなかった場合は、将来的な行動に関する勧告を行う。

⁶ 事務局長は、通報の通報の受領後速やかに関連する別添を含む通報をメンバーに対して回章する。

⁷ 極めて特殊な状況が継続しているか終了しているかを問わない。

(2) 適用除外規定に依存する場合

- 極めて特殊な状況の確認後、事務局長に対して可及的速やかにかつ10営業日以内にこれを通報する⁶とともに、別添2に従って当該情報を提出する。
- そうした行動には、セクション「3」に示した原則に従ってリスクを最小化するために取られた行動又は取られる行動を含むべきである。
- 他のメンバーが、リスクを最小化するために取られた行動は不十分であるとの懸念を有している場合、遵守委員会は提供された情報について検討し、特に特定の極めて特殊な状況が継続している場合は必要に応じて将来的な行動に関する勧告を行う。
- 次の遵守委員会年次会合に対して、別添3に規定された情報を含む報告書を提出する⁷。

5. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none">● 政策の承認● 「非遵守」に関して提出された行動の検討／許可● 遵守委員会による勧告の検討
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none">● 要請があれば、非遵守事例及び適用除外規定への依存に関して提供された情報を検討する● 特に極めて特殊な状況が再発又は継続している場合、必要に応じて当該状況に対する将来的な行動について委員会に勧告を行う
極めて特殊な状況及び非遵守に直面しているメンバー	<ul style="list-style-type: none">● 事務局長に対し、極めて特殊な状況及び取られる行動案について通報する● 遵守委員会に対し、極めて特殊な状況及び取られた行動に関して報告する
極めて特殊な状況及び適用除外規定への依存に直面しているメンバー	<ul style="list-style-type: none">● 事務局長に対し、極めて特殊な状況及び取られた行動又は取られる行動について通報する● 遵守委員会に対し、極めて特殊な状況及び取られた行動について報告する
他のメンバー	<ul style="list-style-type: none">● 非遵守のケースでは、行動案に関して7日間以内に回答する
事務局	<ul style="list-style-type: none">● この政策をウェブサイトに掲載する● 極めて特殊な状況に関する別添1又は別添2による通知を回章する

6. 政策のレビュー

この政策は、この危機の間に学んだ教訓を取り入れるため、COVID-19 パンデミックに伴う運用上の困難が解決した後にレビューされるものとする。その後、この政策は、最初のレビューの日から5年ごとにレビューされるべきである。委員会は、それよりも先にいつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに、事務局長に対して、CCSBT 手続規則の規則5に従い、次の遵守委員会会合について定められた会議初日の70日前までに提出されなければならない。

極めて特殊な状況による非遵守及び取られる行動案に関する通知の
テンプレート

1. 極めて特殊な状況が開始された日付	日/月/年
2. 極めて特殊な状況に関する説明	(極めて特殊な状況にかかる詳細を提示すること)
3. メンバーが極めて特殊な状況を認識した日付	日/月/年 (メンバーが該当する極めて特殊な状況について初めて認識した日付)
4. 影響を受ける CCSBT 措置	(通常の運用が阻害される CCSBT 措置 (関連する CCSBT 決議/決定及びパラグラフ等を含む) について特定し、極めて特殊な状況が CCSBT 措置の完全な遵守を阻害する程度を示すこと)
5. メンバーによって取られる行動案	(メンバーによって取られる行動 (リスクを最小化するために取られる行動の性質及び程度を含む) を提案すること)
6. 行動の開始日案	日/月/年 (行動の開始日を提案すること、又は開始した日を示すこと)
7. 終了及び見直しの条件案	(当該行動を停止し CCSBT 措置の通常運用を再開するために満たす必要がある条件を提案すること。また、長期に渡って終了条件が満たされない場合に当該行動の見直しを行う引き金となる条件を提案すること)
8. 終了日案 (既知の場合)	(当該行動を終了し CCSBT 措置の通常運用を再開する日付を提案するか、又は極めて特殊な状況を発動させた状況の進捗に関する情報を提供すること)
9. その他	(あれば)

極めて特殊な状況による適用除外規定への依存及び
取られた又は取られる行動に関する通知のテンプレート

1. 極めて特殊な状況が開始された日付	日/月/年
2. 極めて特殊な状況に関する説明	(極めて特殊な状況にかかる詳細を提示すること)
3. メンバーが極めて特殊な状況を認識した日付	日/月/年 (メンバーが該当する極めて特殊な状況について初めて認識した日付)
4. 影響を受けるCCSBT措置	(通常の運用が阻害されるCCSBT措置(関連するCCSBT決議/決定及びパラグラフ等を含む)について特定し、極めて特殊な状況がCCSBT措置の適用除外規定への依存 ³ を要する程度を示すこと)
5. 既存の決議の確認	(極めて特殊な状況下における適用除外を許容している関連決議を特定すること)
6. メンバーによって取られる措置	(メンバーによって取られた又は取られる措置(リスクを最小化するために取られた又は取られる措置の性質及び程度を含む)を特定すること)
7. 行動の開始日	日/月/年 (当該行動の開始日)
8. 終了及び見直し条件	(当該行動を停止しCCSBT措置の通常運用を再開するために満たす必要がある条件を特定すること。また、長期に渡って終了条件が満たされない場合に当該行動の見直しを行う引き金となる条件を特定すること。又は、可能な限り、極めて特殊な状況を発動させた状況の進捗に関する情報を提供すること)
9. 終了日(既知の場合)	(当該行動を終了しCCSBT措置の通常運用を再開する日付を特定すること)
10. その他	(あれば)

極めて特殊な状況及び取られた行動に関する遵守委員会への報告書
テンプレート

1. 回章番号	(最初の通報が提示された回章番号)
2. 極めて特殊な状況に関する説明	(極めて特殊な状況の詳細、CCSBT 措置の完全な遵守又は全面的な実施がどのように阻害されたのか、極めて特殊な状況が開始された日付、及び当該状況が終了した日付を提示すること)
3. 当該行動の開始/終了日	日/月/年から日/月/年まで
4. 取られた行動に関する詳細	(下表1により、極めて特殊な状況による非遵守事態又は措置の適用除外規定への依存 ³ の程度及び取られた行動の内訳を提示すること。 この欄には、下表1に関する追加的な一般情報及び/又は下表で使用した用語のうち曖昧な部分の説明を示すこと。例えば「検査」という用語を用いた場合、検査にはどのような内容が含まれるのかをここで説明すること)
5. 影響の評価	(取られた行動を踏まえた極めて特殊な状況による影響の評価を提示すること)
6. その他	(あれば)

別添 3 (続き)

表 1: 極めて特殊な状況による措置の非遵守又は適用除外規定への依存 **Error! Bookmark not defined.** 及び実際に行われた行動の詳細 (表内の青字斜体は例示)

具体的な日付 多くの日付にわたる場合は 月別等にまとめても可)	極めて特殊な 状況	非遵守又は適用除外規定への依存	非遵守又は措置の適用除外規定への依存 ³ の種類 (関連決議のパラグラフを特定すること)	非遵守又は措置の適用除外への依存 ³	代替的に取られた行動及び事態の回数	代替措置の有効性の評価及び何らかのギャップがあったかどうか
日/月/年	COVID-19	適用除外規定への依存	転載オブザーバーなしでの洋上転載 (転載決議パラグラフ 20)	SBT 2000 尾 (110,000kg) を含む 5 件の洋上転載が転載オブザーバー不在のまま実施された。	運搬船が寄港した際、全 5 隻の全 SBT が#### において検査された。	
日/月/年	COVID-19	非遵守	非遵守 CDS タグの使用 (CDS タグを一部漁船に届けられなかった) (CDS 決議パラグラフ 4.4 及び別添 2)	3 隻の SBT 500 尾 (27,500kg) が捕殺された時点で CDS 適合タグが装着されなかった。	捕殺時に全 500 尾に紙タグが付与され、全 SBT が#### での水揚げ時に検査され、その際にこれらの SBT のうち 400 尾に CDS 適合タグが装着された。	

遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

(第27回委員会年次会合 (2020年10月16日) において修正)

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。1つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、事項によっては割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・CNM (すなわち EU) は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度 (割当年度を有しない場合は、暦年) を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直近に終了した漁期の情報を提供すること。メンバー及び CNM は、提出時の漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される。

目次

ページ

1	監視、管理及び取締り (MCS) 改善事項のまとめ	2
1.1	今漁期に実現した改善事項	2
1.2	今後予定されている改善事項	2
2	SBT 漁業及び MCS	2
2.1	みなみまぐろ漁業	2
2.2	SBT 漁獲量のモニタリング	4
2.3	SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送 (蓄養のみ)	5
2.4	SBT の転載 (港内及び洋上)	5
2.5	SBT / SBT 製品を船上に保持する外国漁船 / 運搬船 (FV / CV) の港内検査	6
2.6	SBT の貿易のモニタリング	6
2.7	CDS に関して実施された監査のカバー率及び種類	7
3	別添 1 の各セクションに対する変更点	7
	別添 1. 常設事項: 漁業における SBT 漁獲量をモニタリングするために用いる MCS 取決め の詳細	8
1	SBT 漁獲量のモニタリング	8
1.1	SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送 (蓄養のみ)	10
1.2	SBT の転載 (港内及び洋上)	10
1.3	SBT / SBT 製品を船上に保持する外国漁船 / 運搬船の港内検査	11
1.4	国産品の水揚げ (漁船由来及び蓄養場由来の両方)	11
1.5	SBT の貿易のモニタリング	11
1.6	その他	12
2	生態学的関連種に関する追加的報告要件	12
	附属書 1. CCSBT 許可船舶決議	14

1 監視、管理及び取締り（MCS）改善事項のまとめ

1.1 今漁期に実現した改善事項

今漁期に実現した MCS 改善事項の詳細を記入すること。

1.2 今後予定されている改善事項

今後の漁期に予定されている MCS 改善事項及びその実施予定日を記入すること。

2 SBT 漁業及び MCS

2.1 みなみまぐろ漁業

2.1.1 漁獲量及び国別配分量

直近に終了した 3 漁期における有効漁獲上限、繰越しの量、総漁獲利用可能量及び帰属漁獲量を下表 1 に記入すること。

表 1. 有効漁獲上限、繰越しの量、総漁獲利用可能量及び帰属漁獲量

A	B	C	D	E
漁期	有効漁獲上限 ¹ (トン)	当漁期に繰り越された漁獲枠 (トン)	総漁獲利用可能量 ² (B+C) (トン)	帰属漁獲量 ³ (トン)
(例：2019 年 4 月－ 2020 年 3 月)				

2.1.2 各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量

直近に終了した 3 漁期における各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量を下表 2 に記入すること。特定の漁業種類における SBT 死亡量に関する情報が利用可能でない場合は、最善の推定漁獲量を使用すること。全ての数字をトン数で記入すること。

表 2. 各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量

漁業種類	SBT を主な漁獲対象とする商業漁業操業であるか否か			
	漁業種類 1: (漁業種類名)		漁業種類 2: (漁業種類名)	
漁期	国内配分量	死亡量 (トン)	国内配分量	死亡量 (トン)
(例：2019 年 4 月－2020 年 3 月)				

¹ 有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された短期的な変更にかかる調整分を加えた数量をいう。例として CCSBT 24 報告書パラグラフ 87 の表 1 (3) の欄を参照されたい。

² 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。

³ 「メンバー又は CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする：商業的漁業操業（SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない）；放流及び／又は投棄；遊漁；慣習的及び／又は伝統的漁業；沿岸零細業業」

漁業種類 (続き)	放流及び／又は投棄		遊漁		慣習的及び／又は 伝統的漁業		沿岸零細漁業	
	漁業種類 3:		漁業種類 4:		漁業種類 5:		漁業種類 6	
漁期	国内 配分量	死亡量 (トン)	国内 配分量	死亡量 (トン)	国内 配分量	死亡量 (トン)	国内 配分量	死亡量 (トン)

2.1.3 SBT 漁獲量 (保持及び非保持)

直近に終了した3漁期における各漁業種類(例:商業はえ縄、商業まき網、商業用船、商業国内船団、遊漁、慣習的及び／又は伝統的漁業及び沿岸零細漁業)ごとの SBT 漁獲重量(トン)及び漁獲尾数を下表3に記入すること。報告データが利用可能でない場合は、最善の推定値を記入すること。船上保持された SBT と保持されなかった SBT の両方を記入すること。蓄養以外の全ての漁業種類については、「保持 SBT」には船上保持された SBT を含み、「非保持 SBT」には海に戻した SBT を含む。蓄養については、「保持 SBT」には蓄養いけすに活け込まれた SBT 及び曳航中の死亡を含む。可能な場合は、漁業種類ごとに、重量(トン)及び尾数の両方を括弧書きで示すこと(例:[250])。表の全ての欄に記入すること。数値がゼロの場合は、「0」と記入すること。

表 3. SBT 漁獲量 (保持及び非保持)

漁期	保持・非保持 SBT							
	商業的漁業種類 (重量はトン数)							
	漁業種類 1 (漁業種類名)		漁業種類 2 (漁業種類名)		漁業種類 3: 遊漁		漁業種類 4: 慣習的/ 沿岸零細漁業	
	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT
(例: 2019年4月－2020年3月)								

2.1.4 漁業種類ごとの船舶の隻数

直近に終了した3漁期について、漁業種類ごとに、漁期及び SBT を漁獲した船舶の隻数を下表4に記入すること。

隻数を示すことができない場合は、最善の推定値を記入すること、

表 4. 漁業種類別隻数

漁期	隻数			
	商業的漁業種類		漁業種類 3: 遊漁	漁業種類 4: 慣習的/ 沿岸零細漁業
	漁業種類 1 (漁業種類名)	漁業種類 2 (漁業種類名)		
(例: 2019年4月－2020年3月)				

2.2 SBT 漁獲量のモニタリング

2.2.1 日次ログブック

- i. 日次ログブックが義務でない場合は、日次ログブックが求められる SBT 漁業の割合を示すこと。
- ii. 収集した努力量及び漁獲量の情報が、CCSBT 科学調査計画（SC5 報告書別紙 D）の「ミナマガロ漁獲の評価」において規定されている事項（保持・投棄された漁獲を含む）に従ったものとなっているか否かを記入すること。従ったものとなっていない場合は、非遵守の内容について説明すること。

2.2.2 追加的な報告方法（RTMP 等）

- i. 複数の報告方法がある場合（例：日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等）は報告方法ごとにそれが義務的要件であるか否か、義務でない場合は当該報告方法の対象となる SBT 漁業の割合を記載すること。

2.2.3 科学オブザーバー

- i. 各漁業種類（例：はえ縄、まき網、商業用船及び国内船団）ごとに、直近に終了した 3 漁期において観察された SBT 漁獲量及び漁獲努力量の割合を下表 5 に記入すること。漁獲努力量の単位は、はえ縄では釣針数とし、まき網では投網数とすること。

表 5. SBT 漁獲量及び漁獲努力量にかかるオブザーバーカバー率

漁期	漁業種類 1		漁業種類 2	
	観察漁獲 努力量 (%)	観察 漁獲量 (%)	観察漁獲 努力量 (%)	観察 漁獲量 (%)
(例：2019 年 4 月－ 2020 年 3 月)				

- ii. オブザーバー計画が CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否かについて記入すること。従ったものとなっていなかった場合は、非遵守の内容について説明すること。さらに、他メンバーとのオブザーバー交換があったか否かを示すこと。

2.2.4 船舶監視システム（VMS）

直近に終了した漁期につきメンバーの旗を掲げる許可運搬船及び SBT を漁獲又は収穫する許可漁船に関して、以下を記入すること、

- i. CCSBT の VMS 決議に従って義務付けられた VMS が運用されたか？
- ii. CCSBT の VMS 決議に従って義務付けられた VMS が運用されなかった場合は、非遵守の詳細及び今後の改善計画を示すこと。
- iii. 自国船籍の 1) 漁船（FV）及び運搬船（CV）であって、自国の VMS システムへの報告が義務付けられている隻数：
 - 1) FVs:
 - 2) CVs:

- iv. 自国船籍の 1) 漁船 (FV) 及び運搬船 (CV) であって、自国の VMS システムに実際に報告した隻数:
 - 1) FVs:
 - 2) CVs:
- v. VMS の要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった措置。
- vi. 漁船に搭載された VMS が故障した場合、故障した時点での漁船の位置 (緯度及び経度) 及び VMS が稼動していなかった期間。
- vii. CCSBT の VMS 決議パラグラフ 3 (b) に基づいて実施された調査に関する説明 (現時点までの進捗状況及び取られた措置を含む)。

2.2.5 洋上検査

直近に終了した漁期中におけるメンバーの取締船による SBT 許可漁船に対する洋上検査のカバー率 (例:検査された SBT 航海数のパーセンテージ) を記入すること。

2.2.6 許可船舶に関する要件

附属書 1 に示した許可船舶に関する要件に対して講じられた自国内の行動及び措置 (懲罰的及び制裁的行動を含む) にかかるレビューの結果を報告すること。

2.2.7 その他の漁業種類 (例: 遊漁、慣習的漁業等) による SBT 漁獲量のモニタリング

その他の漁業種類における漁獲量をモニタリングするために用いたモニタリング手法の詳細を示すこと。

2.3 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送 (蓄養のみ)

直近に終了した 3 漁期において観察された曳航数の割合及び観察された曳航用いけすから蓄養いけすへの魚の移送の割合を下表 6 に記入すること。

表 6. 曳航、いけすへの活け込み及びいけす間の移送のオブザーバーカバー率

漁期	曳航にかかるオブザーバーカバー率 (%)	移送にかかるオブザーバーカバー率 (%)
(例: 2019 年 4 月 - 2020 年 3 月)		

- i. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画に関する最新情報を示すこと。

2.4 SBT の転載 (港内及び洋上)

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に準じて、以下を報告すること。

- i. 直近に終了した 3 漁期に洋上及び港内において転載された SBT の数量及び割合を下表 7 に記入すること。

表 7. SBT の転載（港内及び洋上）

漁期	洋上転載された SBT のキログラム数	年間 SBT 漁獲量に対する洋上転載された SBT の割合	内転載された SBT のキログラム数	年間 SBT 漁獲量に対する港内転載された SBT の割合
(例：2019 年 4 月 - 2020 年 3 月)				

- ii. CCSBT 許可船舶リストに登録されている冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船（LSTLV）のうち、直近に終了した漁期中に洋上及び港内転載を行ったもののリスト。
- iii. 直近に終了した漁期中に LSTLV から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオペレーターからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

2.5 SBT / SBT 製品を船上に保持する外国漁船 / 運搬船（FV / CV）の港内検査

直近に終了した 3 暦年に関して、港内において SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船 / 運搬船が行った陸揚げ / 転載作業の回数、うち検査が行われた陸揚げ / 転載作業の回数、及び CCSBT 措置に対する違反が確認された検査の回数に関する情報を下表 8 に示すこと。

表 8. SBT / SBT 製品を船上に保持する外国漁船 / 運搬船に対する港内検査

暦年	外国船の船籍	実施された陸揚げ / 転載作業の回数	検査が行われた陸揚げ / 転載作業の回数	CCSBT 措置に対する違反が確認された陸揚げ / 転載作業の回数
(例：2019 年)				
	総数			

2.6 SBT の貿易のモニタリング

直近に終了した暦年又は前漁期に関して、

- i. 暦年か漁期年かを示すこと。
- ii. 検査された SBT 水揚げ数量の割合を示すこと。
- iii. 検査された SBT 輸出量の割合を示すこと。
- iv. 検査された SBT 輸入量の割合を示すこと。

2.7 CDS に関して実施された監査のカバー率及び種類

CDS 決議パラグラフ 5.9 の規定に基づき、決議パラグラフ 5.8⁴に従って実施した監査のカバー率の水準及び種類に関する詳細、及び遵守の程度について記入すること。

3 別添 1 の各セクションに対する変更点

別添 1 に記入する最初の年でない場合は、別添 1 の各セクションに関して、前年から変更があったセクションを列記すること。

⁴ CDS 決議パラグラフ 5.8 は「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。

別添 1. 常設事項: 漁業における SBT 漁獲量をモニタリングするために用いる MCS 取決めの詳細

1 SBT 漁獲量のモニタリング

SBT 漁獲量の水準を管理する制度を説明すること。ITQ 及び IQ 制度については、各社・各船への漁獲量の配分方法について明記すること。オリンピック方式の場合は、SBT 船の許可プロセス、及び漁期の終了を決定するための漁業の監視体制について説明すること。さらに、努力量に関する操業上の制約（規則上のもの及び自主的なものの両方）も記載すること。

漁業における漁獲量の監視方法の詳細を示すため、下表に記載すること。漁場から離れる漁船の監視方法についても詳細を記載すること（ここでは、本別添セクション 1.1 で報告される曳航船は含まない）。

監視方法	説明
日次 ログブック	記入事項: i. 義務要件であるか否か。 ii. 記録される情報の詳細さの程度（操業ごとに記載、1 日の集計を記載等）。 iii. ログブックに記録された ERS の情報。 iv. ログブックの提出先。 v. 提出スケジュール及び方法 ⁶ 。 vi. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業の種類。 vii. 適用される法令及び処罰。 viii. その他関連する情報 ⁷ 。

⁵ 報告書がメンバー又は CNM の政府水産当局に提出されていない場合は、後日その情報が漁業当局に提出されるか否か、また、その方法及び時期を記載すること

⁶ 特に、その情報が漁船から電子的に提出されるか否か。

⁷ ERS に関する情報、管理・監視手法の効果に関するコメント、及び今後の改善計画を含む。

<p>追加的な報告方法 (例： RTMP 等)</p>	<p>複数の報告方法がある場合（例：日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等）は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 義務的要件であるか否か。 ii. 記録された情報（SBT 又は ERS に関連しているか否かも含む）。 iii. 報告の提出先と提出元（例：船長、水産会社等）⁵。 iv. 提出スケジュール及び方法⁶。 v. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業の種類。 vi. 適用される法令及び処罰。 vii. その他関連する情報⁷。
<p>科学オブザーバー</p>	<p>記入事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。 ii. オブザーバーが記録した ERS に関する情報。 iii. オブザーバー報告書の提出先。 iv. オブザーバー報告書の提出のスケジュール。 v. その他関連する情報（改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む）。
<p>VMS</p>	<ul style="list-style-type: none"> i. メンバーの旗を掲げる許可運搬船及び SBT を漁獲又は収穫する許可漁船に関して、適用される法令及び処罰を示すこと。
<p>その他（例えば電子モニタリングの活用等）</p>	

1.1 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

(a) 漁場から蓄養場への SBT の曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の曳航の要件となる観察。
- ii. SBT のロスを記録するための監視システム（特に SBT の死亡）。

(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBT の移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の移送の要件となる検査・観察。
- ii. SBT の移送量を記録するための監視システム。

(c) 上記 (a) 及び (b) について、関連する CCSBT CDS 書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認（validating）⁸、回収するためのプロセスを説明すること。

(d) その他関連する情報⁷。

1.2 SBT の転載（港内及び洋上）

(a) 港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT が転載される可能性がある港として指定されている外地港、並びに SBT の港内転載が禁止されている外地港に関する旗国の規則及び外地港名。
- ii. SBT の港内転載にかかる旗国の検査要件（カバー率を含む）。
- iii. 指定寄港国との情報共有。
- iv. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。
- v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認（validating）⁸、回収するためのプロセス。
- vi. 適用される法令及び処罰。
- vii. その他関連する情報⁷。

(b) 洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに（CCSBT 転載オブザーバーの配乗に加え）SBT の転載数量を確認（checking）・検証（verifying）する方法。
- ii. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。
- iii. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の回収プロセス。
- iv. 適用される法令及び処罰。
- v. その他関連する情報⁷。

⁸ この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3者）も含めること。

1.3 SBT／SBT 製品を船上に保持する外国漁船／運搬船の港内検査

このセクションでは、CCSBT の港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議に関する報告を行うこと。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ及び／又は転載を目的としてこれを運搬する許可外国漁船又は運搬船を指定港に入港させる寄港国であるメンバーは、このセクションに記入しなければならない。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ／転載であって、それ以前に港において陸揚げ又は転載が行われていないものに関する情報のみ、下表に記入すること。

- (a) SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が入港を要請することができる指定港の一覧を示すこと。
- (b) SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が指定港への入港許可を要請する際に求められる最短の通知期間を示すこと。

1.4 国産品の水揚げ（漁船由来及び蓄養場由来の両方）

SBT の国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。

- (a) SBT 水揚げ指定港に関する規則。
- (b) SBT の水揚げの要件となる検査 (inspection)。
- (c) SBT が他の種として水揚げされていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- (d) SBT 水揚げ数量の記録を監視するシステム。
- (e) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の確認 (validating) ⁸・回収プロセス。
- (f) 適用される法令及び処罰。
- (g) その他関連する情報⁷。

1.5 SBT の貿易のモニタリング

1.5.1 SBT の輸出

SBT の輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること（外地港に直接水揚げしたものを含む）。以下の詳細も含めること。

- (a) SBT 輸出の要件となる検査 (inspection)。
- (b) SBT が他の種として輸出されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- (c) SBT 輸出量の記録を監視するシステム。
- (d) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認 (validating) ⁸・回収プロセス。
- (e) 適用される法令及び処罰。
- (f) その他関連する情報⁷。

1.5.2 SBT の輸入

SBT の輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- (a) SBT の輸入のための特定の港の指定に関する規則。
- (b) SBT 輸入の要件となる検査。
- (c) SBT が他の種として輸入されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- (d) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。
- (e) 適用される法令及び処罰。
- (f) その他関連する情報⁷。

1.5.3 SBT の市場

- (a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。
- (b) 市場での SBT の管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び／又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。
- (c) その他関連する情報⁷。

1.6 その他

関連するその他の MCS システムを説明すること。

2 生態学的関連種に関する追加的報告要件

(a) 2008 年の ERS 勧告の実施に関する報告要件

- i. 下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。
 - はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画
 - サメ類保存管理のための国際行動計画
 - 漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン
- ii. 下記のまぐろ類 RFMO 漁業において生態学的関連種⁹の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置¹⁰が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
 - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の措置
 - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の措置
 - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の措置

⁹ 海鳥、海亀及びサメを含む。

¹⁰ これら RFMO の関連する措置は、http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php に掲載されている。

iii. 以下のRFMOの要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。

- CCSBT¹¹;
- IOTC 条約水域で操業する際にはIOTCの要件
- WCPFC 条約水域で操業する際にはWCPFCの要件
- ICCAT 条約水域で操業する際にはICCATの要件

(b) 緩和 - 緩和措置に関する現行の要件を記入すること。

(c) 混獲緩和措置の使用状況のモニタリング

- i. 混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられる方法（例：実施される港内検査の種類、及び遵守状況をモニタリングするために用いられるその他のモニタリング及び取締りプログラム）を記入すること。カバー率の詳細（例：各年の検査された船舶の割合）を含むこと。
- ii. SBT 船舶に関する遵守プログラムの一環として収集された緩和措置措置に関する情報の種類を記入すること。

¹¹ CCSBTの現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及びERSWGに提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。

附属書 1. CCSBT 許可船舶決議

記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び／又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。